

# 事業所税の手引

岐阜市

### 参照条文等凡例

根拠法令名等は、次のとおり（ ）内に略記しました。

#### 1. 法令名

地方税法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 法  
地方税法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令  
地方税法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規  
地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）・・・・・・・・・・ 取扱(市)  
地方税法本法附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 附則  
岐阜市税条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 条  
市税の減免内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 内規

#### 2. 条文の表示

条数は1・2・3、項数は①・②・③、号数は(1)・(2)・(3)、として示しました。

(例)「法701の31①(2)」地方税法第701条の31第1項第2号を表しています。

※ 本手引は令和6年3月現在の法令等に基づいて作成しております。

# 目 次

第 1	事業所税の概要	
	1 事業所税とは	P1
	2 事業所税の使いみち	P1
	3 事業所税の課税団体	P1
	4 事業所税のあらまし	P2
	5 事業所税のしくみ	P3
第 2	事業所税の内容	
	1 課税客体	P4
	2 納税義務者	P5
	3 課税標準	P5
	(1) 資産割	P5
	(2) 従業者割	P11
	4 税率・税額	P14
	5 免税点	P17
	6 特殊関係者に係るみなし共同事業の課税の特例	P18
	7 非課税	P24
	8 課税標準の特例	P24
	9 減免	P25
第 3	事業所税の申告と納付	
	1 申告義務者	P26
	2 申告納付期限	P26
	3 申告納付場所	P26
	4 修正申告・更正の請求	P26
	5 加算金	P27
	6 延滞金	P28
	7 事業所用家屋の貸付け等の申告	P28
第 4	非課税対象施設一覧表	P29
第 5	課税標準の特例対象施設一覧表	P37
第 6	減免対象施設一覧表	P39
第 7	申告書の種類と記載例	
	1 事業所税の申告書	P41
	2 事業所用家屋の貸付けに係る申告書	P64
第 8	問答集	P67

## 第1 事業所税の概要

### 1 事業所税とは

事業所税は人口・企業が大都市地域に集中したことによって発生した交通問題・公害問題・ごみ処理の問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備・都市機能の回復に必要な財政需要を賄うための目的税です。

事業所税は、大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、「事業所床面積」及び「従業員の給与総額」という外形標準を課税標準としています。

岐阜市においても昭和51年10月1日から事業所税が課せられています。

### 2 事業所税の使いみち

事業所税は次に掲げる事業に要する費用に充てられる目的税です。

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの  
(法701の73、令56の82)

### 3 事業所税の課税団体 (令和6年3月現在)

- (1) 東京都(特別区の区域)
- (2) 指定都市 (20市)  
札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- (3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市 (3市)  
川口市、三鷹市、武蔵野市
- (4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市 (5市)  
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- (5) 人口30万以上の市で政令で定める市 (48市)  
北海道・・・旭川市  
東北地方・・・秋田市、郡山市、いわき市  
関東地方・・・宇都宮市、高崎市、前橋市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、  
松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市  
中部地方・・・富山市、金沢市、長野市、**岐阜市**、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、  
春日井市、四日市市

近畿地方・・・大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、明石市

中国地方・・・倉敷市、福山市

四国地方・・・高松市、松山市、高知市

九州・沖縄地方・・・久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

(法 701 の 31①(1)、令 56 の 14、56 の 15、取扱(市)9 章 3(2))

#### 4 事業所税のあらまし

区 分	資 産 割		従 業 者 割	
納税義務者	事業所等（注 1）において事業を行う法人又は個人			
算定期間	法人の場合・・・事業年度 個人の場合・・・1 月 1 日から 12 月 31 日まで			
課税標準	法 人	事業年度の末日現在における事業所床面積(m <sup>2</sup> )	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額(円)
	個 人	その年の 12 月 31 日現在における事業所床面積(m <sup>2</sup> )	個 人	その年中に支払われた従業者給与総額(円)
税 率	事業所床面積 1 m <sup>2</sup> あたり <b>600 円</b>		従業者給与総額の <b>0.25%</b>	
免税点の判定 (注 2)	事業所床面積 <b>1,000 m<sup>2</sup>以下</b>		従業者数 <b>100 人以下</b>	
納税の方法	納税義務者が課税標準や税額を計算して申告及び納付をすることになっています。			
申告納付期限	法 人	各事業年度終了の日から <b>2 か月以内</b>		
	個 人	翌年の <b>3 月 15 日</b> まで(注 3)		

(注 1) 事業所等には、借りて使用しているものも含まれます。

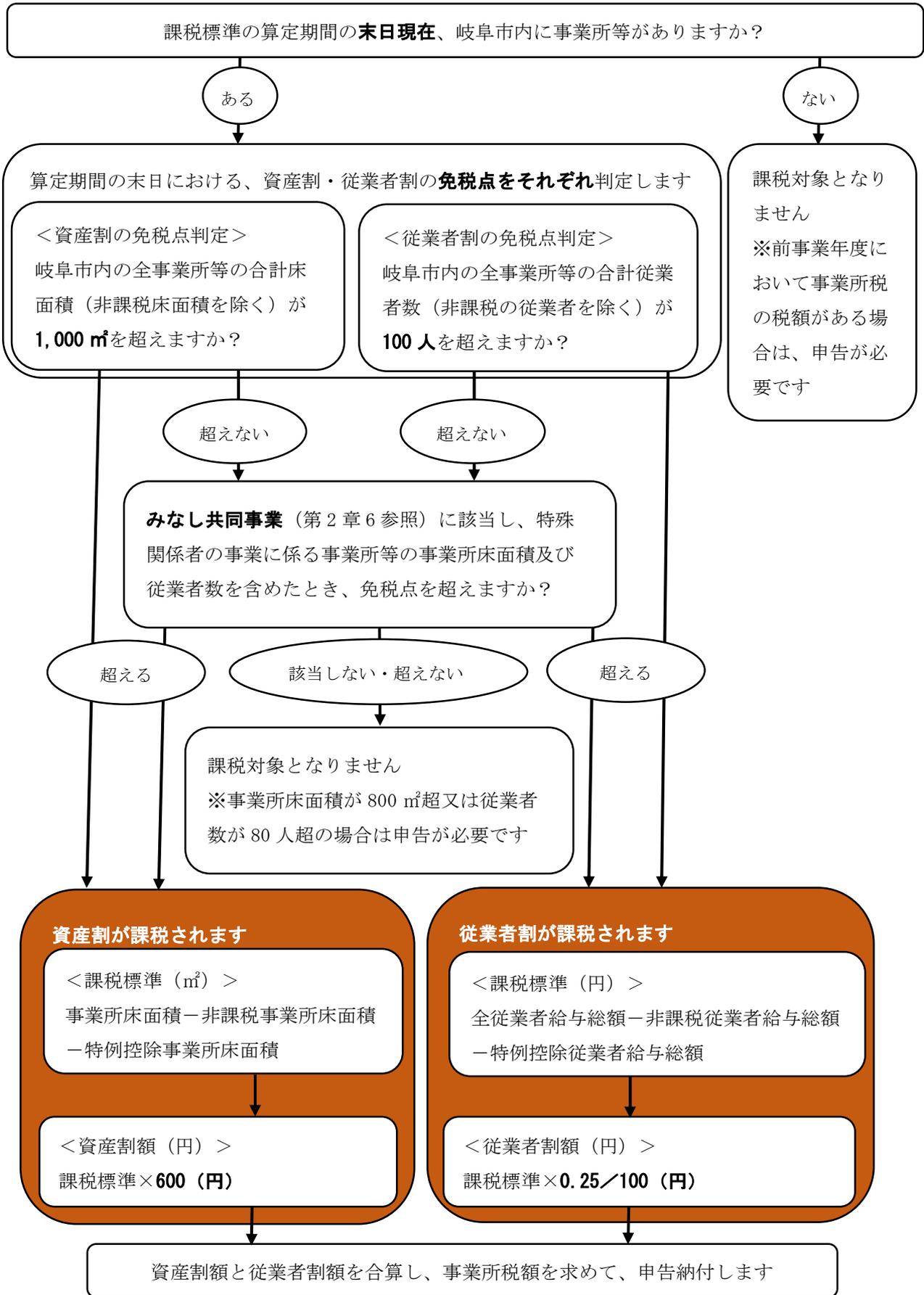
(注 2) 免税点の判定とは事業所税が課税となるかどうかの判定をいい、岐阜市内のすべての事業所等を合算して行います。

なお、免税点以下の場合であっても、事業所床面積 800 m<sup>2</sup>超又は従業員が 80 人超の場合若しくは、前事業年度又は前年度において納付すべき事業所税額があった場合は、市税条例の規定により申告が必要です。(条 146 の 17②)

同族会社が同一家屋内で事業を行っている場合、同族会社の事業所床面積や従業者数を合算することがあります(詳細は 18 ページ参照)。

(注 3) 個人の事業所税については、翌年 3 月 15 日までに(年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から 1 月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4 月以内)に)、個人に係る課税期間分の申告納付が必要です。(法 701 の 47①)

5 事業所税のしくみ



## 第2 事業所税の内容

### 1 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。

(法 701 の 32①)

#### (1) 事業所等とは

自己の所有に属するものであるか否かを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所・店舗・工場などのほか、これらに付属する倉庫・材料置場・作業場・ガレージなども事業所等に含まれます。

(取扱(市)1章6(1))

一の事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一の敷地(注)にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所となります。

(注) 同一の敷地とは、公道、河川等により区分され一体として利用される土地をいいます。

なお、公道、河川等により区分されているが、地下道、橋梁等で連結されている場合は、同一の敷地として取り扱われます。

また、無人倉庫など人的設備を欠く施設も、市内又は市外に管理する事務所があれば事業所等に含まれます。ただし、次に掲げる事業に関連する施設は、事業所等に含まれません。

- ① 社宅・社員寮などの住宅・・・住宅は事業所等に含まれません。
- ② 設置期間が2～3か月程度の現場事務所・仮小屋など・・・事業に継続性がないため、事業所等に含まれません。
- ③ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの・・・②と同じく事業に継続性が認められないため、事業所等に含まれません。

(取扱(市)1章6(2)、取扱(市)9章3(3))

#### (2) 事業とは

物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な活動も事業に含まれます。また、事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業に含まれます。

#### (3) 事業所用家屋とは

家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。

(法 701 の 31①(6))

##### 建物が未登記の場合の取扱い

未登記の建物は課税対象となりますか。

**答** 事業所税の課税対象となるかどうかは、不動産登記法上の家屋に該当するかどうかにより判定されます。したがって、登記されているものはもちろん、未登記の建物であっても不動産登記法上の家屋として登記の対象となりうるものである限り、事業所税の課税対象となります。

## 2 納税義務者

納税義務者は岐阜市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

(法 701 の 32①)

納税義務者は申告納付の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準額及び税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務があります。(法 701 の 46、701 の 47)

### (1) 貸ビルの場合

貸ビルの場合は、その事業所用家屋の所有者ではなく、現実にそこで事業を行っている方(テナント)が納税義務者になります。また、貸ビル等に空室部分がある場合には、その部分は課税対象になりません。(取扱(市)9章3(4)ア)

したがって、貸ビル等の貸主は当該貸付部分については納税義務者になりませんが事業所用家屋の貸付けに係る申告書の提出が必要です。(法 701 の 52②、条 146 の 18②)

### (2) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて納税義務者となります。(取扱(市)9章3(4)ア)

### (3) 人格のない社団等

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものは、法人とみなされて納税義務者となります。(法 701 の 32③)

### (4) 共同事業の場合 (第 2・5(5) 参照)

二以上の者が共同して事業を行う場合は、連帯して納税義務を負います。この場合は、共同申告の必要はありません。(法 10 の 2①、令 56 の 51①、56 の 75)

### (5) 実質課税の原則

法律上事務所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

(法 701 の 33)

## 3 課税標準

課税標準は、資産割については事業所床面積、従業者割については従業者支払給与総額です。この場合は、岐阜市内すべての事業所等を合算して算出します。(法 701 の 31①(2)、(3)、701 の 40)

### (1) 資産割

#### ア 課税標準の算定期間とは

法人にあつては事業年度、個人にあつては次の期間をいいます。

- ① 原則として …………… 1月1日から12月31日まで
- ② 年の途中で事業を廃止した場合 …………… 1月1日から廃止の日までの期間
- ③ 年の途中で事業を開始した場合 …………… 開始の日から12月31日までの期間
- ④ 年の途中で事業を開始し、年の途中で事業を廃止した場合 …………… 開始の日から廃止の日までの期間

(法 701 の 31①(7)、(8)、取扱(市)9章3(6)ア)

イ 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合

課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合には、課税標準の算定期間の末日(解散法人の場合は、解散日が末日)における事業所床面積を12で除して得た面積にその月数を乗じて得た面積が資産割の課税標準となります。(法701の40①、取扱(市)9章3(6)ア)

なお、課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて1月とします。(法701の40③)

ウ 事業所床面積とは

事業所用家屋の延べ面積(各階の合計床面積)をいいます。ただし、事業所用家屋である家屋にもっぱら事業所等の用に供する部分(専用部分)に係る共同の用に供する部分(共用部分)があるときは、次の算式によって事業所床面積を算出します。貸ビル等に空室がある場合は、共用部分の算出にて各専用部分の床面積の合計に空室部分を含めて共用部分を按分します。

(法701の31①(4)、令56の16)

なお、事業所床面積は1㎡の100分の1未満は切捨てて端数処理してください。

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{自己の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{自己の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{各専用部分の床面積の合計}}}$$

① 共用部分について

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいいます。具体的には、エレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室等が含まれます。

(注) 管理室及び管理用品庫などの貸ビル等の管理のための施設は共用部分ではなく、当該貸ビル業者の専用部分となります。

(事例) 事業所等と事業所等に係る共用部分がある場合

出入口	管理室 100㎡	機械室 50㎡	B社機械室 800㎡
	廊下 150㎡		
	A社事務所 700㎡	空室 300㎡	

(床面積の内訳)

- 建物の延べ面積 2,100㎡
- A社の専用部分 700㎡
- B社の専用部分 800㎡
- 貸ビル業者の専用部分 100㎡
- 共用部分 200㎡ (廊下、機械室)
- 空室の専用部分 300㎡

計算式(1 m<sup>2</sup>の 100 分の 1 未満を切捨てて端数処理します。)

$$\text{A社の事業所床面積} = 700 \text{ m}^2 + (200 \text{ m}^2 \times \frac{700 \text{ m}^2}{700 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2}) \div 773.68 \text{ m}^2$$

$$\text{B社の事業所床面積} = 800 \text{ m}^2 + (200 \text{ m}^2 \times \frac{800 \text{ m}^2}{700 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2}) \div 884.21 \text{ m}^2$$

$$\text{貸ビル業者の事業所床面積} = 100 \text{ m}^2 + (200 \text{ m}^2 \times \frac{100 \text{ m}^2}{700 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2}) \div 110.52 \text{ m}^2$$

## エ 新設又は廃止事業所等にかかる課税標準の月割計算

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止(注1)された事業所等にかかる課税標準は、それぞれ次の算式によって月割計算します。(法701の40②)

課税標準の算定期間の開始の日(3月31日決算法人であれば4月1日)に新設した事業所等の場合は、算定期間を通じて12か月使用された事業所等と考えるので、月割計算の適用はありません。

### ① 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等(注2)

課税標準の算定期間の末日 における事業所床面積	×	<b>新設の日の属する月の翌月</b> から課税標準の 算定期間の末日の属する月(注3)までの月数 <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> 課税標準の算定期間の月数
----------------------------	---	--

### ② 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

廃止の日における 事業所床面積	×	課税標準の算定期間の開始の日の属する 月から廃止の日の属する月までの月数 <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> 課税標準の算定期間の月数
--------------------	---	---

### ③ 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

廃止の日における 事業所床面積	×	<b>新設の日の属する月の翌月</b> から 廃止の日の属する月までの月数 <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> 課税標準の算定期間の月数
--------------------	---	--

(注1) 「新設又は廃止」とは、新規の支店開設や店舗閉鎖などを指します。したがって、事業所用家屋の増築又は一部取り壊しなどにより事業所床面積の異動が生じても月割計算を行いません。

(注2) 3月31日決算法人の場合で、3月1日から3月31日までの間の使用の場合、月数0となり、税額0円での申告が必要となります。

(注3) 「属する月」とは、通常はその月の1日から月末を指しますが、20日決算であればその月の21日から翌月20日までを「属する月」として取り扱います。

## オ 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を課税用途から非課税用途に、又は非課税用途から課税用途に変更した場合の課税標準は、算定期間の末日現在の事業所床面積によります。なお、事業所等全体について同様の事情が生じた場合も同じ扱いとなり、新設又は廃止の場合のような月割計算は行いません。(法701の34⑥、取扱(市)9章3(5)オ)

**事業所等を新設、廃止、拡張又は縮小したときの課税標準の計算について**

事業所等を新設、廃止、拡張又は縮小したときの課税標準の計算はどの様になりますか。

**答** 事業所等の新設、廃止、拡張及び縮小に係る課税標準の計算例は次のとおりです。

No.	区分	具 体 的 な 事 例	参 照 ページ
①	新設	事業を初めて開始し、岐阜市内に事業所等を新設したとき。	8
②	新設	他都市では事業を行っており、岐阜市内に初めて支店・営業所等の新たな事業所を新設したとき。	9
③	新設	岐阜市内に事業所等があり、さらに支店・営業所等の事業所を岐阜市内に新設したとき。	9
④	廃止	他都市では事業を継続するが、岐阜市内の事業所等を全て廃止したとき。	9
⑤	廃止	岐阜市内に複数の事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止したとき（岐阜市内に支店が残るとき。）。	9
⑥	廃止	事業そのものを終了し、全ての事業所を廃止したとき。	10
⑦	拡張	岐阜市内に事業所等があり、その事業所内に一部建物を新築(増築)した場合又は同一ビル内で借受面積が増えたとき。	10
⑧	縮小	岐阜市内に事業所等があり、その事業所内の建物を一部取り壊した場合又は同一ビル内で借受面積が減ったとき。	10

①	新設	事業を初めて開始し、岐阜市内に事業所等を新設したとき。
---	----	-----------------------------

A社は9/10に設立され、長良に本店ビルを新設して事業を開始した。

- ・ 決算期末3/31 本店の事業所床面積1,200㎡

(説明) この事例の場合の課税標準の算定期間は事業開始の日から事業年度終了日までとなります。

(法701の40①、取扱(市)9章3(6))

したがって、月割計算は行われず「課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合」に該当します。

この事例では、課税標準の算定期間の月数に1月に満たない端数が生じているので、切り上げて1月とします(計算は第2・3イを参照してください。)

- ・ 課税標準の算定期間末日の事業所床面積は1,200㎡で免税点を超える。

- ・ 月数(9/10~3/31の7か月)  $1,200 \text{ m}^2 \div 12 \times 7 = 700 \text{ m}^2$

(課税標準となる事業所床面積) ・ 本店の事業所床面積・・・700㎡

②	新設	他都市では事業を行っており、岐阜市内に初めて支店・営業所等の新たな事業所を新設したとき。
---	----	--

B社は9/10に神田町に初めて支店を設置し、事業を行っている。

- ・ 決算期末3/31 支店の事業所床面積 2,000 m<sup>2</sup>

(説明) 事業そのものは継続して行っているため、新設した支店は月割計算し算定します(月割計算は第2・3エ①を参照してください。)

- ・ 課税標準の算定期間末日の事業所床面積は 2,000 m<sup>2</sup>で免税点を超える。

- ・ 支店の月割計算(10月～3月の6か月)  $2,000 \text{ m}^2 \times 6 / 12 = 1,000 \text{ m}^2$

(課税標準となる事業所床面積) ・ 支店の事業所床面積・・・1,000 m<sup>2</sup>

③	新設	岐阜市内に事業所等があり、さらに支店・営業所等の事業所を岐阜市内に新設したとき。
---	----	--

C社は長良に本店があり事業を行っていたが、9/10に神田町に支店を新設した。

- ・ 決算期末3/31 本店の事業所床面積 1,500 m<sup>2</sup> 支店の事業所床面積 1,000 m<sup>2</sup>

(説明) 事業そのものは継続して行っているため、新設した支店は月割計算し算定します(月割計算は第2・3エ①を参照してください。)

- ・ 課税標準の算定期間末日の事業所床面積は 2,500 m<sup>2</sup>で免税点を超える。

- ・ 支店の月割計算(10月～3月の6か月)  $1,000 \text{ m}^2 \times 6 / 12 = 500 \text{ m}^2$

(課税標準となる事業所床面積) ・ 本店の事業所床面積・・・1,500 m<sup>2</sup>

・ 支店の事業所床面積・・・ 500 m<sup>2</sup>

合計 2,000 m<sup>2</sup>

④	廃止	他都市では事業を継続するが、岐阜市内の事業所等を全て廃止したとき。
---	----	-----------------------------------

D社は神田町にある岐阜支店を6/15に廃止し、東京本店でのみ事業を行っている。

- ・ 決算期末3/31 支店の事業所床面積 2,000 m<sup>2</sup>

(説明) 課税標準の算定期間末日現在、岐阜支店の事業所床面積が0 m<sup>2</sup>となり、免税点以下のため、課税とはなりません。

⑤	廃止	岐阜市内に複数の事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止したとき(岐阜市内に支店が残るとき。)
---	----	--

E社は長良に本店と神田町に支店があり事業を行っていたが、6/15に支店を廃止した。

- ・ 決算期末3/31 本店の事業所床面積 1,500 m<sup>2</sup> 支店の事業所床面積 1,000 m<sup>2</sup>

(説明) 事業そのものは継続して行っているため、廃止した支店は月割計算し算定します(月割計算は第2・3(4)②を参照してください。)

- ・ 課税標準の算定期間末日の事業所床面積は 1,500 m<sup>2</sup>で免税点を超える。

- ・ 支店の月割計算(4月～6月の3か月)  $1,000 \text{ m}^2 \times 3 / 12 = 250 \text{ m}^2$

(課税標準となる事業所床面積) ・ 本店の事業所床面積・・・1,500 m<sup>2</sup>

・ 支店の事業所床面積・・・ 250 m<sup>2</sup>

合計 1,750 m<sup>2</sup>

⑥	廃止	事業そのものを終了し、全ての事業所を廃止したとき。
---	----	---------------------------

F社（決算期末が3/31）は長良に本店があり事業を行っていたが、12/31に事業を終了し、全ての事業所を廃止した。

- ・ 廃止の日12/31時点の 本店の事業所床面積 1,200 m<sup>2</sup>

(説明) この事例の場合の課税標準の算定期間は、事業年度開始日から事業の廃止の日までとなります。したがって月割計算は行われず「課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合」に該当しません（計算は、第2・3イを参照してください。）。

- ・ 課税標準の算定期間末日の事業所床面積は1,200 m<sup>2</sup>で免税点を超える。

- ・ 月数(4月～12月の9か月)  $1,200 \text{ m}^2 \div 12 \times 9 = 900 \text{ m}^2$

(課税標準となる事業所床面積) ・ 本店の事業所床面積・・・900 m<sup>2</sup>

⑦	拡張	岐阜市内に事業所等があり、その事業所内に一部建物を新築(増築)した場合又は同一ビル内で借受面積が増えたとき。
---	----	--

G社は長良にある本店で事業を行っていたが、9/1に事業所内に倉庫を新築した。

- ・ 決算期末3/31 本店の事業所床面積 1,500 m<sup>2</sup> 倉庫の事業所床面積 500 m<sup>2</sup>

(説明) 事業所内における事業所床面積の異動は事業所の新設には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

- ・ 課税標準の算定期間末日の事業所床面積は2,000 m<sup>2</sup>で免税点を超える。

(課税標準となる事業所床面積) ・ 本店の事業所床面積・・・1,500 m<sup>2</sup>

・ 倉庫の事業所床面積・・・ 500 m<sup>2</sup>

合計 2,000 m<sup>2</sup>

⑧	縮小	岐阜市内に事業所等があり、その事業所内の建物を一部取り壊した場合又は同一ビル内で借受面積が減ったとき。
---	----	---

H社は長良にある同一ビル内の2室を事務室・作業室として借り、事業を行っていた。9/1に作業室を解約し、残りの事務室1室でのみ事業を行っている。

- ・ 決算期末3/31 A社の事業所床面積 2,000 m<sup>2</sup> 解約した事業所(作業室)床面積 800 m<sup>2</sup>

(説明) 事業所内における事業所床面積の異動は事業所の廃止には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

- ・ 課税標準の算定期間末日の事業所床面積は1,200 m<sup>2</sup>で免税点を超える。

(課税標準となる事業所床面積) ・ A社の事業所床面積・・・1,200 m<sup>2</sup>

## (2) 従業者割

課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額が課税標準となります。

(注) 課税標準の算定期間については、第2・3(1)資産割 ア を参照してください。

### ア 従業者

一般従業者のほか、役員、アルバイト等の臨時従業者等が従業者に含まれますが、役員でない障害者及び役員でない年齢65歳以上の者は除かれます。(法701の31①(5))

### イ 従業者給与総額

従業者に対して支払われる俸給、給与、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。(法701の31①(5)、取扱(市)9章3(6)イ)

(注) この従業者給与総額の算定は会計処理上のいわゆる発生主義によります。したがって実際に従業者に現金で支払われていなくとも、既に支払の義務が発生し、会計処理上未払金として損金経理されているものは、支払われるべきものとして、従業者給与総額に算入されます。

①「これらの性質を有する給与」とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、現物給与等をいい、退職金、年金、恩給等は含まれません。(取扱(市)9章3(6)イ(ア))

②外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で所得税法上の事業所得に該当するものは含まれません。(取扱(市)9章3(6)イ(イ))

### ウ 雇用改善助成対象者の給与等

年齢55歳以上65歳未満の者で雇用保険法等による国の雇用に関する助成に係るもの(以下「雇用改善助成対象者」といいます。)である場合は、当該従業者に対する支払い給与の2分の1の額が控除されます。

また、雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

① 雇用保険法又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令の規定に基づき高年齢者・心身障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇い入れの促進に関する助成に係る者

② 雇用保険法又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けた者

### エ 事業専従者の専従者控除額

従業者が事業専従者である場合は、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれます。

### オ 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、岐阜市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から岐阜市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額に含まれません。

### カ 船上勤務等の給与等

常時船舶の乗務員である者など、その勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合には、その者に支払われる給与等については従業者給与総額には含まれません。

## キ 出向社員の給与等

一般的には、給与の支払を行う者の従業者給与総額に含めますが、出向先が経営指導料等として出向元の支払給与相当分を出向元に支払っている場合で、当該経営指導料等が法人税法上出向先の給与として取り扱われる場合は、出向先の従業者給与となります。この場合は、当該経営指導料等の額を出向元と出向先が一部ずつ支払っている場合は、それぞれの負担部分がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。

## ク 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の給与等

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他とに併せ従事している従業者の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等の区分については、そのおのおのの事業に従事した分量（注）によって按分することになります。なお、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとして計算してください。

（注）分量とは、勤務時間をいいます。

（令 56 の 49、令 56 の 67）

## ケ 課税標準の算定期間中の中途退職者の給与等

中途退職者は免税点の判定の基礎となる従業者数には含まれませんが、当該退職者の退職時までの支払給与等は従業者給与総額に含まれます。

## コ 課税標準の算定期間中の休職者の給与等

休職中の従業者については、当該休職者に対して給与等が支払われている場合は、従業者数及び従業者給与総額に含めます。

## サ 課税標準の算定期間の中途において障害者又は 65 歳以上となった者の給与等

課税標準の算定期間の中途において障害者又は 65 歳以上となった者がいる場合は、その者に支払われる給与等のうち、障害者又は 65 歳以上となった日の属する従業者給与の計算の基礎となる期間（月給・週給等の期間）以降に係るこれらの者の給与等については課税標準となる従業者給与総額に含みません。

（法 701 の 31②）

## シ 従業者割における従業者の取扱い

事業者等の従業者であるかどうかは、当該事業所等において、事業者との雇用関係を考慮の上、実態に応じ、以下のとおり判定します。

	従 業 者	免 税 点 の 判 定	課 税 標 準
出 向 社 員	出向元が給与を支払う。	出向元の従業者に含める。	出向元の従業者給与総額に含める。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う。	出向先の従業者に含める。	出向先の従業者給与総額に含める。
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
	アルバイト（日々雇用等の臨時の従業員）	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
	パートタイマー	従業者に含めない。	従業者給与総額に含める。

従業者		免税点の判定	課税標準
役員	役員(65歳以上を含む。)及び 使用人兼役員(65歳以上を含む。)	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
	無給の役員	従業者に含めない。	——
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に 含める。	それぞれの会社の従業者給 与総額に含める。
	非常勤の役員	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
休職中の従業員		課税標準の算定期間中に 給与等が一度でも支払わ れている場合は、従業者 に含める。	従業者給与総額に含める。
中途退職者		従業者に含めない。	退職時までの給与等は従業 者給与総額に含める。
保険の外交員		従業者に含める(事業所得 のみを有する者を除く。)	所得税法上の給与等は従業 者給与総額に含める。
常時船舶の乗組員		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
外国又は課税区域外への長期派遣(出張) (注1)		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
派遣法に基づく派遣労働者 (注2)		従業者に含めない。 →派遣元を含める。	従業者給与総額に含めない。 →派遣元を含める。

(注1) 「長期」とは、課税標準の算定期間を超える時間をいいます。

(注2) 「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

「出張」、「パートタイマー」等の定義は下表のとおりです。

出張	企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うこと
派遣	派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業員と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら、事実上の勤務を派遣先で行うこと
出向	出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務の提供を行うこと
パートタイマー	形式的な呼称ではなく勤務の状態によって判定されるものであり、給与等が時間を単位に定められているもので雇用契約期間の定めがあり、労働時間が正規の従業者の3/4未満である者



( 事 例 )

〇〇産業(株)は3月決算(1年決算)の法人で、4月1日から翌年3月31日までの事業年度において使用している事業所用家屋の延べ面積及び事業年度中に支払われた従業員給与総額等は、次のとおりとします。

本社 司町〇〇番地 △△ビル(特定防火対象物)内

(1) △△ビルの延べ面積 (各階の合計床面積)	7,500 m <sup>2</sup>	
(2) 入居事業所全体の専用部分	5,600 m <sup>2</sup>	
(3) (2)のうち〇〇産業(株)の専用部分	3,200 m <sup>2</sup>	
(4) (3)のうち福利厚生施設に係る非課税床面積	240 m <sup>2</sup>	
(5) (3)のうち防災施設等に係る非課税床面積	280 m <sup>2</sup>	
(6) 共用部分	1,900 m <sup>2</sup>	
(7) (6)のうち防災施設等に係る非課税床面積	300 m <sup>2</sup>	
(8) 本社勤務従業員 220 人に支払われた給与総額		6 億 1,600 万円
(9) (8)のうち、福利厚生施設に勤務する従業員 2 人に支払われた給与等		360 万円
(10) (8)のうち、役員以外の 65 歳以上の従業員 7 人に支払われた給与等		1,600 万円
(11) (8)のうち、55 歳以上 65 歳未満の雇用改善助成対象者 2 人に支払われた給与等		380 万円

〇△倉庫 長良〇〇番地

(1) 事業所床面積	3,000 m <sup>2</sup>
(2) (1)のうち、営業用倉庫に係る課税標準の特例の対象となる床面積	2,700 m <sup>2</sup>
(3) 〇△倉庫勤務従業員 30 人に支払われた給与総額	7,500 万円
(4) (3)のうち、役員以外の 65 歳以上の従業員 1 人に支払われた給与等	200 万円
(5) (3)のうち、55 歳以上 65 歳未満の雇用改善助成対象者 1 人に支払われた給与等	190 万円

△〇営業所 柳ヶ瀬通 1 丁目〇〇番地 (8 月 15 日設置)

(1) 事業所床面積	1,000 m <sup>2</sup>
(2) (1)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積	50 m <sup>2</sup>
(3) 8 月 15 日から 3 月 31 日までの間に△〇営業所に勤務した従業員 15 人に支払われた給与総額	2,200 万円

以上の事例の税額は、次のように計算します。

(資産割)

免税点判定	共用部分のうち非課税床面積	〇〇産業(株)の専用部分	専用部分のうち非課税床面積
本社	3,200 m <sup>2</sup>	5,600	(240 m <sup>2</sup> + 280 m <sup>2</sup> )

$$= 3,200 \text{ m}^2 + \left\{ (1,900 \text{ m}^2 - 300 \text{ m}^2) \times \frac{3,200}{5,600} \right\} - (240 \text{ m}^2 + 280 \text{ m}^2)$$

全体の専用部分

$$= 3,594.285 \dots \text{ m}^2 \quad (\text{端数処理: } 100 \text{ 分の } 1 \text{ m}^2 \text{ 未満切捨て}) \Rightarrow 3,594.28 \text{ m}^2$$

〇△倉庫 3,000 m<sup>2</sup>

△〇営業所 1,000 m<sup>2</sup> - 50 m<sup>2</sup> = 950 m<sup>2</sup>

本社 + 〇△倉庫 + △〇営業所 = 7,544.28 m<sup>2</sup> で免税点を超える。

## 課税標準

$$\begin{aligned} \text{本社} & 3,594.28 \text{ m}^2 \\ & \text{課税標準の特例の} \\ & \text{対象となる床面積} \\ \text{○△倉庫} & 3,000 \text{ m}^2 - \left( 2,700 \text{ m}^2 \times \frac{3}{4} \right) = 975 \text{ m}^2 \\ & \text{事業所新設の翌月から事業} \\ & \text{年度末の月までの月数} \\ & \text{非課税床面積} \\ \text{△○営業所} & (1,000 \text{ m}^2 - 50 \text{ m}^2) \times \frac{7}{12} = 554.16 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\text{本社} + \text{○△倉庫} + \text{△○営業所} = 5,123.44 \text{ m}^2$$

## 税 額

$$5,123.44 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 3,074,064 \text{ 円}$$

## (従業者割)

### 免税点判定

$$\text{本社} 220 \text{ 人} - (2 \text{ 人} + 7 \text{ 人}) = 211 \text{ 人}$$

$$\text{○△倉庫} 30 \text{ 人} - 1 \text{ 人} = 29 \text{ 人}$$

$$\text{△○営業所} 15 \text{ 人}$$

$$\text{本社} + \text{○△倉庫} + \text{△○営業所} = 255 \text{ 人} > 100 \text{ 人} \text{ で免税点を超える。}$$

## 課税標準

$$\begin{aligned} \text{本社} & = 616,000,000 \text{ 円} - \left\{ 3,600,000 \text{ 円} + 16,000,000 \text{ 円} + \left( 3,800,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} \right) \right\} \\ & = 594,500,000 \text{ 円 (端数処理: 1 円未満切捨て)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{○△倉庫} & 75,000,000 \text{ 円} - \left\{ 2,000,000 \text{ 円} + \left( 1,900,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} \right) \right\} = 72,050,000 \text{ 円} \\ & \text{(端数処理: 1 円未満切捨て)} \end{aligned}$$

$$\text{△○営業所} 22,000,000 \text{ 円 (端数処理: 1 円未満切捨て)}$$

$$\text{本社} + \text{○△倉庫} + \text{△○営業所} = 688,550,000 \text{ 円 (端数処理: 1,000 円未満切捨て)}$$

## 税 額

$$688,550,000 \text{ 円} \times \frac{0.25}{100} = 1,721,375 \text{ 円}$$

## (税額の合計)

$$\text{資産割額} + \text{従業者割} = 3,074,064 \text{ 円} + 1,721,375 \text{ 円} = 4,795,439 \text{ 円}$$

$$\text{(端数処理: 100 円未満切捨て)} \Rightarrow 4,795,400 \text{ 円}$$

(決算期日終了後 2 か月以内に申告納付)

申告納付期限 5 月 31 日 (申告納付期限が土、日又は祝日の場合は翌開庁日)

## 5 免税点

**資産割** 岐阜市内の各事業所等の事業所床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以下の場合には課税になりません。  
**従業者割** 岐阜市内の各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合には課税になりません。  
なお、免税点の判定は資産割及び従業者割のそれぞれについて行います。 (法 701 の 43①)

### (1) 免税点の判定の注意点

- ① 非課税規定の適用に係る事業所床面積は除かれます。
- ② 役員でない障害者及び役員でない 65 歳以上の者並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれます。
- ③ 前事業年度又は前年度中に事業所税の税額があった場合、免税点以下であっても申告が必要です。

#### ( 事 例 )

A社 事業所床面積 1,500 m<sup>2</sup>      うち非課税床面積 150 m<sup>2</sup>  
従業者数 50 人

A社の免税点の判定は、次のとおりです。

資産割 1,500 m<sup>2</sup> - 150 m<sup>2</sup> = 1,350 m<sup>2</sup> (免税点 1,000 m<sup>2</sup>を超えているので課税となります。)  
従業者割 50 人 (免税点 100 人を超えていないので課税されません。)

### (2) 免税点の判定日

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

したがって、課税標準の算定期間中途に廃止した事業所等に係る事業所床面積及び従業者数は、免税点判定の基礎には含まれません。

なお、事業所床面積又は従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間中途に廃止した事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額も課税標準に含まれます。 (法 701 の 43③)

### (3) 企業組合又は協業組合の免税点の特例

企業組合又は協業組合 (以下「企業組合等」といいます。) の各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となった際その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として企業組合等の事業に従事しているもの又はこれに準じる一定の事業所等に該当するものについては、それぞれの事業所ごとに免税点を判定します。 (法 701 の 43②、令 56 の 72)

### (4) 従業者の数に著しい変動がある事業所等の従業者数の算定

市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間を通じて従業者数の変動が著しく、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が最小であるものの数値の 2 倍を超える事業所等については、次の算式により求めた数を当該事業所等に係る算定期間の末日現在の従業者数とみなします。 (法 701 の 43④、令 56 の 73①)

課税標準の算定期間の  
末日現在の従業者数

=

課税標準の算定期間に属する各月の  
末日現在における従業者の数の合計  
課税標準の算定期間の月数

(注) ここにいう「事業所等」には、当該課税標準の算定期間中途において廃止された事業所等は含まれません。

(5) 共同事業（6 特殊関係者に係るみなし共同事業の課税の特例に該当する事業を除く。）の特例

① 連帯納税義務

共同事業を行う各共同事業者には、その事業について連帯納税義務が課されます（共同申告の必要はありません。）。（法 10 の 2①）

② 課税標準

共同事業を行う各共同事業者の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額は、次の算式によって求めた面積又は金額です。（令 56 の 51①）

（算 式）

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準となるべき} \\ \text{事業所床面積又は} \\ \text{従業者給与総額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{各共同事業者が共同事業である事} \\ \text{業を単独で行うものとみなした場} \\ \text{合において課税標準となるべき事} \\ \text{業所床面積又は従業者給与総額} \end{array}} \times \boxed{\text{損益分配の割合}}$$

③ 免税点

免税点の判定については、共同事業を行う各共同事業者は、その事業のうち、損益分配の割合に応ずるものを単独で行うものとみなされ、その者が他に単独で行う事業に合算されます。具体的には、次の算式によって求めた床面積又は従業者数によって判定します。（令 56 の 75①）

なお、損益分配の割合が定められていない場合には、出資の価額に応ずる割合によります。

（算 式）

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{免税点の判定を} \\ \text{行う事業所床面} \\ \text{積又は従業者数} \end{array}} = \left( \boxed{\begin{array}{l} \text{共同事業である事} \\ \text{業に係る事業所床} \\ \text{面積又は従業者数} \end{array}} \times \boxed{\text{損益分配の割合}} \right) + \boxed{\begin{array}{l} \text{他の単独事業に} \\ \text{係る事業所床面} \\ \text{積又は従業者数} \end{array}}$$

6 特殊関係者に係るみなし共同事業の課税の特例

事業所税において、同一家屋の中で行われている事業で特別の事情がある場合には、共同事業とみなして免税点の判定（納税義務の有無の判定）をし、課税することとされています。

（法 701 の 32②）

(1) 「みなし共同事業」とは

事業者が特殊関係者を有する場合において、その特殊関係者の行う事業が、①当該事業者又は当該事業者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等と**同一家屋内**で行われ、②事業所税の負担を減少させる結果となる場合には、その特殊関係者の行う事業は、当該事業者及びその特殊関係者の共同事業とみなすこととされています。（法 701 の 32②、令 56 の 21②）

（注） 「②事業所税の負担を減少させる結果となる場合」とは、みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合に、適用して計算した場合と比較して事業所税の負担が結果的に減少することとなる場合をいいます。

(2) 判定の時期

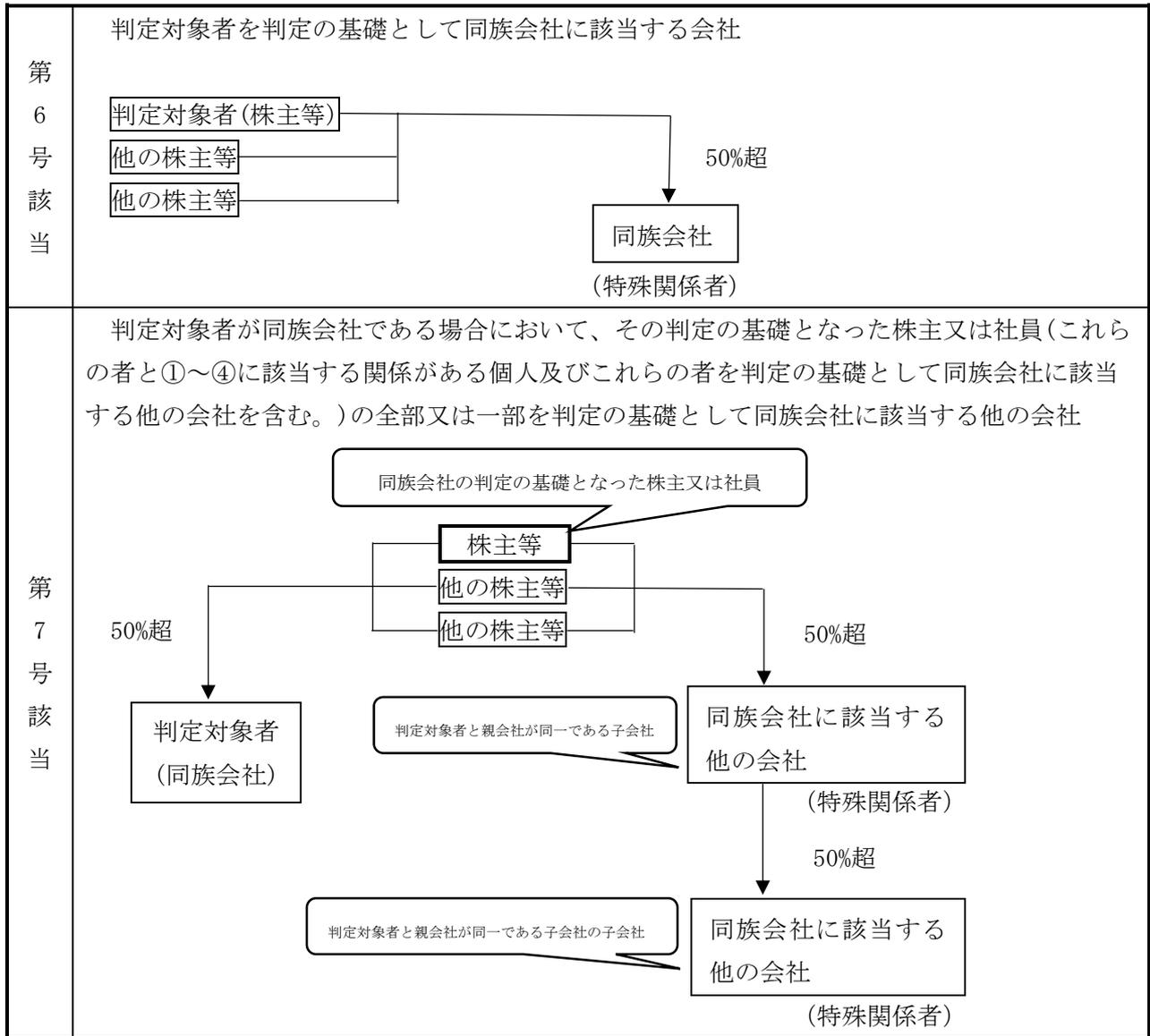
みなし共同事業として特殊関係者を有するものであるか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（令 56 の 21⑤）

(3) 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次に掲げるものをいいます。

(令 5①、56 の 21)

<p>第 1 号 該 当</p>	<p>特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者(以下「判定対象者」という。)の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹</p> <p>判定対象者 ————— 夫、妻、親、子、兄弟姉妹等 (特殊関係者)</p>
<p>第 2 号 該 当</p>	<p>①に掲げる者以外の判定対象者の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの</p> <p>判定対象者 ————— 第1号該当以外の親族 (特殊関係者)</p> <p>判定対象者と生計を一にしているもの 判定対象者からの金銭等により生計を維持しているもの</p>
<p>第 3 号 該 当</p>	<p>①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの</p> <p>判定対象者 ————— 使用人、友人、縁故者等 (特殊関係者)</p>
<p>第 4 号 該 当</p>	<p>判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人(①、②に掲げる者を除く。)及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人</p> <p>判定対象者 — (判定対象者の生計を維持させている)個人 (特殊関係者)</p> <p>第1号該当の配偶者等 第2号該当の親族等 第3号該当の使用人等 (特殊関係者)</p>
<p>第 5 号 該 当</p>	<p>判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人</p> <p>同族会社の判定の基礎となった株主又は社員</p> <p>50%超</p> <p>判定対象者(同族会社)</p> <p>株主等(特殊関係者) 他の株主等 他の株主等</p> <p>第1号該当の配偶者等 第2号該当の親族等 第3号該当の使用人等 第4号該当の個人 (特殊関係者)</p>



(注) 同族会社とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいい、その会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の3人以下並びにその株主等と特殊な関係にある個人及び法人（株主グループ）が、その会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の50%超を有する会社をいいます。

したがって、同族会社であるかどうかの判定は、法人税と同様に、株主等の3人以下並びにその株主等と特殊な関係にある個人及び法人（株主グループ）を含めて、その保有する株式の総数、出資の金額、議決権の数又は社員の数（合名会社、合資会社又は合同会社に限ります。）により行うことになります。

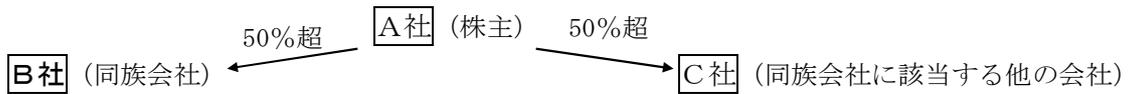
(事例) 特殊関係者の判定

例1 B社とC社はA社の出資比率50%超の子会社であり、その他の出資関係がない場合  
判定対象者をA社とすると



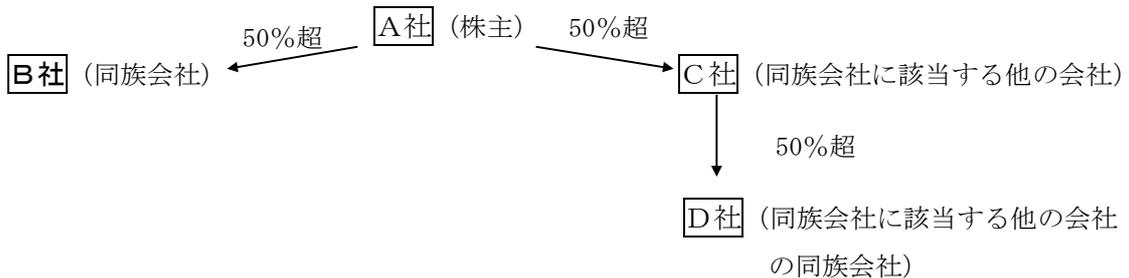
B社及びC社はA社の同族会社であるため、A社の特殊関係者はB社及びC社  
(いずれも第6号該当)

例2 B社とC社はA社の出資比率50%超の子会社であり、その他の出資関係がない場合  
判定対象者をB社とすると



B社はA社の同族会社であり、C社もA社の同族会社であるため、B社の特殊関係者はC社  
(第7号該当)

例3 例2のC社に出資比率50%超の子会社D社があり、その他の出資関係がない場合  
判定対象者をB社とすると



B社はA社の同族会社であり、C社もA社の同族会社である。さらにD社はC社の同族会社である  
ため、B社の特殊関係者はC社及びD社  
(いずれも第7号該当)

(参考) 各社の特殊関係者一覧

判定対象者	特殊関係者	
A社	B社、C社	第6号該当
B社	C社、D社	第7号該当
C社	D社	第6号該当
	B社	第7号該当
D社	—	—

A社の特殊関係者はB社及びC社  
B社の特殊関係者はC社及びD社  
C社の特殊関係者はB社及びD社  
D社の特殊関係者は該当者なし  
となります。

**(4) みなし共同事業の場合の免税点判定**

特殊関係者を有することにより、共同事業とみなされる事業がある場合における免税点の判定方法は、次のとおりです。 (法 701 の 32②、令 56 の 75②)

- ① 特殊関係者を有する者の免税点の判定については、共同事業とみなされた事業はそのすべてを自己が単独で行うものとして取り扱われ、当該事業にかかる事業所床面積又は従業者数と自己の事業所床面積又は従業者数との合算で行われます。
- ② 特殊関係者においては、共同事業とみなされた事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の他の事業所床面積又は従業者数との合算で行われます。

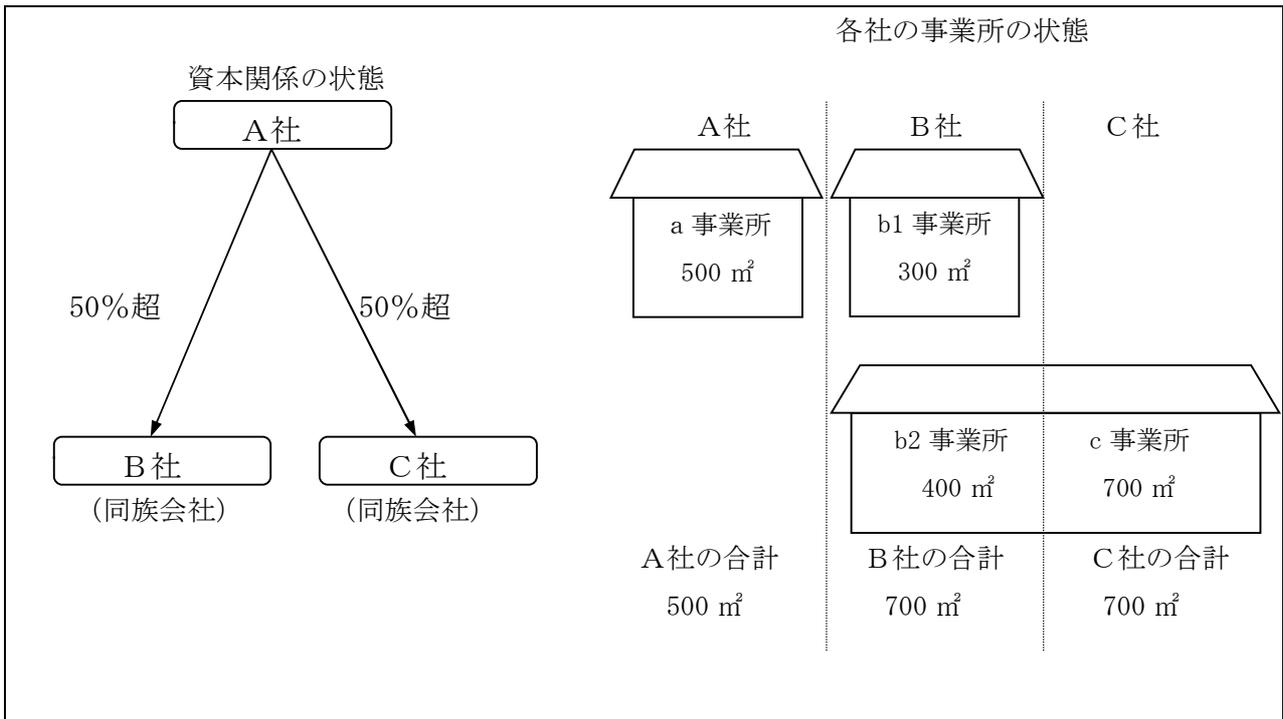
**(5) みなし共同事業の場合の課税標準の算定方法**

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準を算定する上では、それぞれの者の事業所等の床面積又は従業者給与総額だけが課税標準の対象となります。 (令 56 の 51②)

**(6) みなし共同事業に係る事業所税の連帯納税義務**

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされた場合の事業所税(資産割、従業者割)については、特殊関係者を有する者と当該特殊関係者が連帯納税義務を負います(共同申告を行う必要はありません。)。 (法 10 の 2①)

**( 事例 ) みなし共同事業の計算例**



**① 特殊関係者について**

- A社の特殊関係者・・・B社とC社 (第6号該当)
- B社の特殊関係者・・・C社 (第7号該当)
- C社の特殊関係者・・・B社 (第7号該当)

② 免税点の判定

A社・・・a = 500 m<sup>2</sup>・・・免税点以下

B社・・・b1 + b2 + c = 1,400 m<sup>2</sup>・・・免税点を超える。

C社・・・c + b2 = 1,100 m<sup>2</sup>・・・免税点を超える。

③ 課税標準と納める税額

A社 \_\_\_\_\_

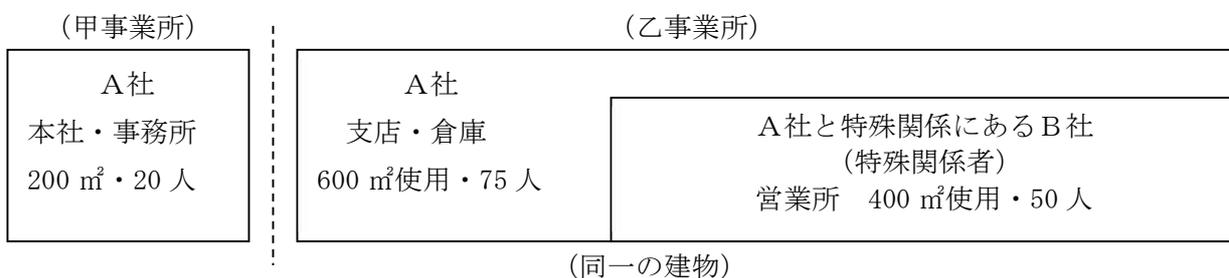
B社 課税標準 b1 + b2 = 700 m<sup>2</sup> 税額 600円 × 700 m<sup>2</sup> = 420,000円

(B社の事業所税について、B社とC社が連帯納税義務を負う。)

C社 課税標準 c = 700 m<sup>2</sup> 税額 600円 × 700 m<sup>2</sup> = 420,000円

(C社の事業所税について、B社とC社が連帯納税義務を負う。)

例1 特殊関係者を有するA社と特殊関係者のB社が共同事業としてみなされる場合



A社(事業所税の申告をする会社)の免税点の判定は

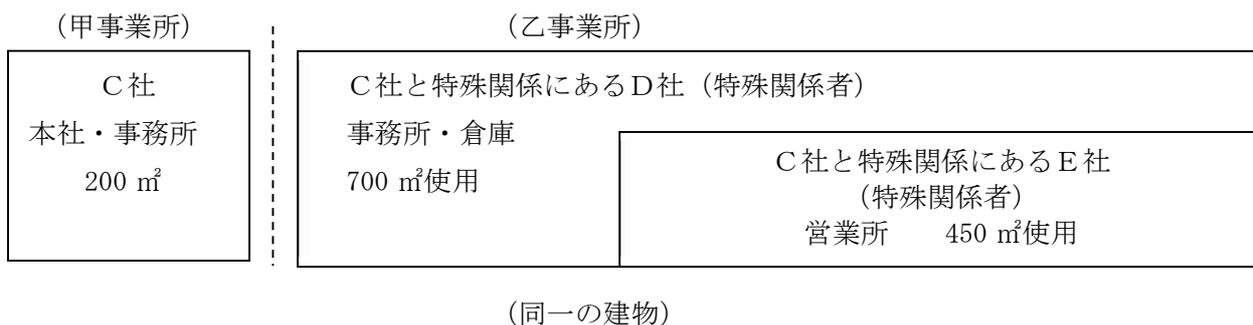
資産割 200 m<sup>2</sup> + (600 m<sup>2</sup> + 400 m<sup>2</sup>) = 1,200 m<sup>2</sup> > 1,000 m<sup>2</sup>……………判定：納税義務あり

課税標準 200 m<sup>2</sup> + 600 m<sup>2</sup> = 800 m<sup>2</sup>

従業者割 20人 + (75人 + 50人) = 145人 > 100人……………判定：納税義務あり

課税標準にかかる人数 20人 + 75人 = 95人

例2 特殊関係者を有するC社と特殊関係にあるD社及びE社が共同事業としてみなされる場合



C社と特殊関係のある会社の資産割の免税点の判定は

D社 700 m<sup>2</sup> + 450 m<sup>2</sup> = 1,150 m<sup>2</sup> > 1,000 m<sup>2</sup>……………判定：納税義務あり

課税標準 700 m<sup>2</sup>

E社 700 m<sup>2</sup> + 450 m<sup>2</sup> = 1,150 m<sup>2</sup> > 1,000 m<sup>2</sup>……………判定：納税義務あり

課税標準 450 m<sup>2</sup>

なお、C社の免税点判定床面積は200 m<sup>2</sup>であり納税義務はありません。

## 7 非課税

事業所税においては、その創設の趣旨・目的・性格等からみて事業所税を課税すべきではないと考えられる事業所等・事業所用家屋について、人的非課税及び用途非課税の措置が講じられています。

(法 701 の 34)

### (1) 非課税の範囲

事業所税には、人的非課税と用途非課税とがあり、その範囲は第 4 「非課税対象施設一覧表」のとおりです。

### (2) 非課税規定の適用の判定日

非課税規定の適用を受ける施設であるかどうかの判定は、**課税標準の算定期間**（法人は事業年度、個人は原則として 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）の**末日の現況**により行います。

(法 701 の 34⑥)

(注) 課税標準の算定期間の中途に事業所等が廃止された場合(当該廃止が事業の廃止による場合を除く。)には、当該廃止の直前に行われていた事業が非課税適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。(取扱(市)9 章 3(5)オ)

#### ① 資産割

課税標準の算定期間の末日現在、非課税施設に該当すれば非課税規定の適用を受けます。この場合は、当該施設が課税標準の中途以前において非課税規定の適用を受けない施設であっても、当該施設に係る事業所床面積の全部が月割りされることなく非課税となります。

#### ② 従業者割

課税標準の算定期間の中途において、非課税規定の適用を受けない施設が非課税規定の適用を受ける施設に該当することとなった場合には、その該当することとなった日前の課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額は、非課税となりません。

## 8 課税標準の特例

事業所税においては、その創設の趣旨・目的・性格等から見て事業所税を軽減すべきものと考えられる事業所等・事業所用家屋について、人的なもの用途によるものの課税標準の特例措置が講じられています。

(法 701 の 41)

### (1) 課税標準の特例の範囲

事業所税には、人的な課税標準の特例と、用途による課税標準の特例があり、事業所床面積又は従業者給与総額の一部が控除されます。また、その範囲は第 5 「課税標準の特例対象施設一覧表」のとおりです。

(法 701 の 41)

### (2) 課税標準の特例の適用の判定日

課税標準の特例の規定の適用を受ける施設であるかどうかの判定は、**課税標準の算定期間の末日の現況**により行います。

(法 701 の 41③)

(注) 課税標準の算定期間の中途に事業所等が廃止された場合には、当該廃止の直前に行われていた事業が特例適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。(取扱(市)9 章 3(7)イ)

(3) 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

課税標準の特例規定のうち二以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

適用順位	適用条項
1	法 701 条の 41 第 1 項
2	法 701 条の 41 第 2 項 (1 により控除すべき面積を控除した後の面積が課税標準の特例適用対象床面積となる。)
3	法附則第 33 条

(令 56 の 71)

9 減免

天災により被害を受け事業を休止した場合その他岐阜市税条例の定めるところにより、事業所税の減免を受けることができます。

(1) 減免の範囲

地方税法上の非課税施設又は課税標準の特例施設との均衡を考慮し、第 6「減免対象施設一覧表」のとおり減免措置を講じています。(条 146 の 20①、内規 4①)

(2) 減免適用の判定

減免の適用を受ける施設であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、算定期間の中に事業所等が廃止された場合(事業の廃止による場合を除く。)は廃止の直前の現況により行います。(内規 4②)

(3) 減免申請

減免を受けようとする場合は、**納期限までに「事業所税減免申請書」を提出**してください。この場合は、減免を必要とする事由を証明する書類を添付してください。(条 146 の 20②)

(4) 減免額

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{減免額}} \\ \text{(100 円未満切上げ)} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{資産割の}} \\ \boxed{\text{減免額}} \\ \text{(1 円未満切捨て)} \end{array} + \begin{array}{l} \boxed{\text{従業者割の}} \\ \boxed{\text{減免額}} \\ \text{(1 円未満切捨て)} \end{array}$$

## 第3 事業所税の申告と納付

### 1 申告義務者

申告義務者は、岐阜市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

課税標準の算定期間の末日現在において次の要件に該当する方

#### (1) 申告納付義務

- ① 岐阜市内に所在する各事業所等の合計の事業所床面積が **1,000 m<sup>2</sup>を超える**場合
- ② 岐阜市内に所在する各事業所等の合計従業者数が **100人を超える**場合

#### (2) 税額のない場合の申告 (法701の46③、701の47③、条146の17②)

- ① 前事業年度又は前年度中に事業所税の税額があった場合(合計事業所床面積が800 m<sup>2</sup>以下又は合計従業者数が80人以下であっても申告が必要です。)
- ② 岐阜市内に所在する各事業所等の合計の事業所床面積が **800 m<sup>2</sup>を超える**場合
- ③ 岐阜市内に所在する各事業所等の合計従業者数が **80人を超える**場合

### 2 申告納付期限

- (1) 法人・・・**事業年度終了の日から2か月以内** (法701の46①)
- (2) 個人・・・**翌年の3月15日まで** (法701の47①)

### 3 申告納付場所

- (1) 申告先・・・岐阜市財政部市民税課法人係
- (2) 納付場所・・・岐阜市指定金融機関・岐阜市収納代理金融機関

### 4 修正申告・更正の請求

#### (1) 修正申告

既に確定した課税標準額又は税額が過少であったため、不足額が生じることとなる場合は、遅滞なく修正申告書を提出してください。 (法701の49②)

#### (2) 更正の請求

申告書又は修正申告書に記載した課税標準額又は税額等の計算が、法令の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより、過大となる場合は、申告納付期限から5年間に限り更正の請求ができます。 (法20の9の3)

#### (3) 更正・決定

事実と相違した課税標準額等で申告されたり、申告書を提出されなかった場合には、更正又は決定を受けることとなります。 (法701の58)

### 5 加算金

事実と相違した課税標準額等で申告した場合や、正当な理由なく、申告書を提出しなかった場合には、不足金額や延滞金が徴収されるほか、過少申告加算金や未申告加算金が課される場合がありますのでご注意ください。また、これらが故意になされた場合には、重加算金が課されます。

(法701の58、701の59、701の61、701の62)

(余白ページ)

## 6 延滞金

事業所税額を納期限後に納付する場合は、納付すべき税額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金がかかります。 (法 701 の 60)

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額 (1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。) に年 14.6% (以下の表に掲げる税額の区分に応じ、以下の表に掲げる適用期間については、年 7.3%) の割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1% の割合を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」という。)) が年 7.3% の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6% の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合とし、年 7.3% の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1% の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3% の割合を超える場合には、年 7.3% の割合) とします。) を乗じて計算した額の延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。ただし、延滞金に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

(法 20 の 4 の 2②、⑤、附則 3 の 2①)

税 額 の 区 分	適 用 期 間
① 提出期限までに提出した申告書にかかる税額	当該税額にかかる事業所税の納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間
② 提出期限後に提出した申告書にかかる税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間
③ 修正申告書にかかる税額	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

納期限までに税金を完納されないときは督促状が発付されます。

なお、督促状発付日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納されない場合は、滞納処分を受けることになります。 (法 701 の 64、701 の 65)

### (納付に関する問い合わせ先)

岐阜市役所 財政部 納税課

電話 (058) 214 - 2098 (直通)

## 7 事業所用家屋の貸付け等の申告

事業所用家屋の全部又は一部を他の人に貸し付けている方は、他の人に事業所用家屋を貸し付けることとなった日から 30 日以内に、その事業所用家屋の貸付状況を申告してください。

また、その申告した事項に異動が生じた場合は、当該異動が生じた日から 30 日以内に別に「事業所用家屋の貸付けに係る申告書」を提出してください。 (法 701 の 52②、条 146 の 18②)

## 第4 非課税対象施設一覧表

(法第701条の34)

表中の○は非課税適用

項	号	対象施設等	要件等	資産割	従業者割
1		国・公共法人	国、非課税独立行政法人及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人	○	○
2		公益法人等 (注1)	法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○
3	3	教育文化施設	博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	○	○
3	4	公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で、物価統制令に基づき知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○
3	5	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○
3	6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○
3	7	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○
3	8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
3	9	病院、診療所等	医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○
3	10	保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設	○	○
3	10の2	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○
3	10の3	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設	○	○
3	10の4	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○
3	10の5	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設	○	○
3	10の6	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○

項	号	対象施設等	要件等	資産割	従業者割
3	10の7	社会福祉施設	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設	○	○
3	10の8	包括的支援事業用施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○
3	10の9	保育事業施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○
3	11	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設	○	○
3	12	農業協同組合等協同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○
3	14	卸売市場	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場、その機能を補完する付設集団売場等及び指定場外保管場所	○	○
3	16	電気事業施設	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設	○	○
3	17	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設	○	○
3	18	中小企業の集積の活性化等事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○
3	19	総合特別区域施設	総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設又は総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○
3	20	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設	○	○
3	21	自動車運送事業用施設 (注2)	一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○

項	号	対象施設等	要件等	資産割	従業者割
3	22	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○
3	24	電気通信事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話、自動車電話等を除く。）を営む者が当該事業の用に供する施設で、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○
3	25	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者が、その本来の事業の用に供する施設	○	○
3	25の2	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○
3	26	勤労者の福利厚生施設 (注3)	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○
3	27	路外駐車場 (注4)	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○
3	28	都市計画駐輪場	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○
3	29	高速道路事業用施設	中日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○
4		消防用設備等・特殊消防用設備等・防災設備等 (注5)	特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等	○	—

※港湾施設等、本市において対象とならない施設については、記載を省略しています。

(注1) 公益法人等 (法701の34②、令56の23)

公益法人等が、収益事業と収益事業以外の事業をあわせ行う場合において、事業所床面積又は従業者給与総額のうち非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定により区分して行う経理に基づき、非課税の適用を受ける事業所床面積又は従業者給与総額を算定します。

**(注2) 自動車運送事業用施設** (法701の34③21、令56の37)

次に掲げる事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設が対象となります。

- ア 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限ります。）
- イ 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業
- ウ 貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち、同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの
- エ 貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち、同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（自動車を使用して貨物の集配を行う部分に限ります。）

**(注3) 勤労者の福利厚生施設** (法701の34③26、令56の41、取扱(市)第9章3(5)エ)

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体等が営業者のものでこれらの者等が雇用する勤労者及び組合員の利用に供するための福利厚生施設並びにこれらの者等から経営の委託を受けて行う専ら勤労者等の利用に供するための福利厚生施設が対象となります。

福利厚生施設とは、具体的には、体育館、保養所、理髪店、医務室、更衣室、休憩室、娯楽室、図書室、食堂、売店、喫茶室、喫煙室等であつて、業務に使用されておらず、専ら勤労者の利用に供されるものをいいます。ただし、タクシー乗務員の仮眠室、制服着用義務者の更衣室、工場の浴室、研修施設等の業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設に該当しません。

福利厚生施設に該当するためには、壁又はこれと同等の機能を有する固定物によって仕切られているなど一定の場所に固定された施設であることが必要です。容易に移動可能なロッカー等で区切られているスペースは福利厚生施設に該当しません。

**(注4) 路外駐車場** (法701の34③27、令56の42)

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供される（特定の者の利用のみに限定されず、不特定多数の者の利用に供される）もの）で次に掲げるものが対象となります。

非課税対象面積には、駐車のために供する部分のほか、車路、料金所及びターンテーブル等が含まれます。また、月極駐車のみを取り扱い、時間駐車を取り扱わない駐車場はこの非課税の対象となりません。

- ア 都市計画において定められたもの
- イ 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの  
駐車スペース（駐車マス）の面積の合計が500㎡以上であり、利用者から駐車料金を徴収するものが対象となります。
- ウ 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの  
公益上必要な施設（官公庁や駅等）からおおむね200m以内の距離に設置されており、不特定多数の者の利用に供されるものが対象となります。特定の店舗等の利用者からの利便施設となる駐車場については、この非課税の対象となりません。

(注 5) 消防用設備等・特殊消防設備等・防災設備等 (法 701 の 34④、令 56 の 43)

消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入りするものとして、アに掲げる特定防火対象物の範囲に該当する防火対象物 (以下「特定防火対象物」といいます。) に設置されるイ (ア) に掲げる消防用設備等、イ (イ) に掲げる特殊消防用設備等及びイ (ウ) に掲げる防災に関する施設又は設備等が対象となります。ただし、イ (ア) ~ (ウ) の設備等が**壁や天井に取り付けられるなどその床面積がない場合は、非課税の対象となりません。**

なお、非課税の対象となるのは、**特定防火対象物に設置されるものに限られます。**消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災に関する施設又は設備等が事業所用家屋に設置されていても、当該事業所用家屋がアに掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税の適用はありません。

ア 特定防火対象物 (消防法施行令第 6 条別表第 1 に基づき作成) (令 56 の 43①)

項	防火対象物の用途等
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに 1 項イ、4 項、5 項イ及び 9 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 病院、診療所又は助産所 ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるもの)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるもの)、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 (避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの)、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設等 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害児支援施設 (避難が困難な障害者等を主として入所させるもの) 又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設 (避難が困難な障害者等を主として入所させるもの)

	<p>ハ (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)等</p> <p>(2) 更正施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設等</p> <p>(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)</p> <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p>
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	建築物の地階(16の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

イ 非課税対象となる施設等 (アに掲げる特定防火対象物に設置されるものに限る。)

(ア) 消防用設備等 (消防法施行令第7条に基づき作成) (法701の34④、令56の43②、④)

区分	設 備 等	非課税部分
消火設備	<p>1. 消火器及び次に掲げる簡易消火用具</p> <p>イ 水バケツ ロ 水槽 ハ 乾燥砂 ニ 膨張ひる石及び膨張真珠岩</p> <p>2. 屋内消火栓設備</p> <p>3. スプリンクラー設備</p> <p>4. 水噴霧消火設備</p> <p>5. 泡消火設備</p> <p>6. 不活性ガス消火設備</p> <p>7. ハロゲン化物消火設備</p> <p>8. 粉末消火設備</p> <p>9. 屋外消火栓設備</p> <p>10. 動力消防ポンプ設備</p>	全部

警報設備	1. 自動火災報知設備 1の2. ガス漏れ火災警報設備 2. 漏電火災警報器 3. 消防機関へ通報する火災報知設備 4. 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備 イ 非常ベル ロ 自動式サイレン ハ 放送設備	
避難設備	1. すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 2. 誘導灯及び誘導標識	
消防用水	防火水槽、これに代わる貯水池その他の用水	
消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	

上記に掲げる設備又は施設（これらのものに附置される非常電源を含みます。）で、**消防法第17条の技術上の基準に適合するもの**又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の規定の適用があるもの（消防法の改正前に設置されたものについては、従前の基準に適合するもの）

**(イ) 特殊消防用設備等**

(ア)の消防用設備等に代えて用いる消防法第17条第3項に規定する特殊消防用施設であって、(ア)の消防用設備等と同等の性能を有し、かつ特殊消防用施設等の設置及び維持に関する計画に従って設置し、及び維持するものとして総務大臣の認定を受けたもの

**(ウ) 防災に関する施設又は設備等**

(法701の34④、令56の43③、④、規24の9)

区分	施設又は設備等	非課税部分
建築基準法第35条に規定する施設又は設備（注）	1. 階段（建築基準法施行令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段に限る。） 2. 排煙設備（予備電源を含む。） 3. 非常用の照明装置（予備電源を含む。） 4. 進入口（バルコニーを含む。）	全部
	1. 廊下 2. 階段（避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）又は地上へ通ずる直通階段に限る。） 3. 避難階における屋外への出入口	1 / 2

<p>建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室（注）</p>	<p>1. 中央管理室で次に掲げる設備又は装置を設置しているもの（ハに掲げる設備にかかる部分を除く。）</p> <p>イ 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備</p> <p>ロ 建築基準法第34条第2項に規定する建築物に設置されるものにあつては、非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置</p> <p>ハ 消防法施行令第23条第1項の規定の適用がある防火対象物に設置されるものにあつては、同令第7条第3項第3号に規定する消防機関へ通報する火災報知設備</p>	<p>1 / 2</p>
<p>建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物の右に掲げる部分で防火区画されているもの（注）</p>	<p>1. 吹抜きとなっている部分</p> <p>2. 階段の部分</p> <p>3. 昇降機の昇降路の部分</p> <p>4. ダクトスペースの部分</p> <p>5. その他これらに類するもの</p> <p>（注）建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物とは、主要構造部を耐火構造とし、かつ地階又は三階以上の階に居室を有する建築物をいう。防火区画とは縦方向に空間が連続する部分とその他の部分を耐火構造の床若しくは、壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画することをいう。</p>	<p>1 / 2</p>
<p>非常用エレベーター（注）</p>	<p>1. 非常用エレベーター（予備電源を含む。）</p>	<p>全部</p>
<p>岐阜市火災予防条例の規定に基づき設置するもの</p>	<p>1. 避難通路（消防法施行令第12条に定めるスプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの）</p> <p>1. 避難通路（消防法施行令第12条に定めるスプリンクラー設備の有効範囲外に設置されるもの）</p> <p>2. 喫煙所</p>	<p>全部</p> <p>1 / 2</p>
<p>その他</p>	<p>火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認める施設又は設備</p>	<p>1 / 2</p>

（注）の設備又は施設は、**建築基準法等の規定に適合するもの**又は建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用がある建築物若しくは建築物の部分に設置されているものに限る（建築基準法等の改正前に設置されたものについては、従前の基準に適合するものであればよい。）。

## 第5 課税標準の特例対象施設一覧表

(法第701条の41)

表中記載の控除割合で特例適用

項	号	対象施設等	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
1	1	協同組合等	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
1	2	各種学校等	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2
1	3	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設	3/4	—
1	4	公害防止事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業に供する施設	3/4	1/2
1	5	家畜市場	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	3/4	—
1	6	生鮮食品価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—
1	7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類（酒税法第2条第1項に規定する酒類をいう。）の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外の施設	3/4	—
1	8	木材市場・木材保管施設	定期的の開場されその売買がせり売り等の方法により行われる木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	—
1	9	ホテル・旅館用施設	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く。）	1/2	—
1	14	倉庫業者の倉庫（営業用倉庫）	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者（第18号において「倉庫業者」という。）がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—

項	号	対象施設等	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
1	15	タクシー事業用施設	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業のうち、タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー業務に供する施設のうち事務所以外の施設	1/2	1/2
1	17	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1/2	1/2
1	18	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2
1	19	特定信書郵便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
2		心身障害者多数雇用事業所等	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けている施設又は設備に係るもの	1/2	—

(法附則第33条) 特例の適用期限が定められています。

項	号	対象施設等	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
6		企業主導型保育事業施設	児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする同法第59条の2第1項に規定する施設のうち、当該施設の運営費について政府の補助に係るものの用に供する施設	3/4	3/4

※港湾施設等、本市において対象とならない施設については、記載を省略しています。

## 第6 減免対象施設一覧表

表中記載の減免割合で減免適用

番号	減免対象施設等	減免割合		根拠法令
		資産割	従業者割	
1	道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2	条146の20① 内規5①(1)
2	<p>道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者等で同法第3条第1号ロに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第82条の2に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)</p> <p>(注) 減免割合の算出方法＝</p> $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$	一定割合	一定割合	条146の20① 内規5①(2)
3	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち、卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	条146の20① 内規5①(3)
4	法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で、当該施設に係る事業を行う者が岐阜市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全部	全部	条146の20① 内規5①(4)
5	中小企業振興事業団法の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部	条146の20① 内規5①(5)
6	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が、農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701の34条第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)	全部	全部	条146の20① 内規5①(6)
7	果実飲料の日本農林規格第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000㎡以下の場合に限る。)	1/2	—	条146の20① 内規5①(7)

番号	減免対象施設等	減免割合		根拠法令
		資産割	従業者割	
8	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が、本来の事業の用に供する施設	—	全部	条 146 の 20① 内規 5①(8)
9	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—	条 146 の 20① 内規 5①(9)
10	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—	条 146 の 20① 内規 5①(10)
11	ねん糸・かさ高加工糸・織物及び綿の製造を行う者(ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。)並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業経営革新支援法第 2 条に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管(織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。)の用に供する施設	1/2	—	条 146 の 20① 内規 5①(11)
12	野菜又は果実(梅に限る。)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—	条 146 の 20① 内規 5①(12)
13	法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 14 号又は第 18 号に掲げる施設のうち、倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で岐阜市内に有する倉庫に係る事業所床面積の合計面積が 30,000 m <sup>2</sup> 未満であるもの	全部	全部	条 146 の 20① 内規 5①(13)
14	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成形場、施釉場を含む。)及び製品倉庫	1/2	—	条 146 の 20① 内規 5①(14)
15	天災により被害を受け事業を休止した場合 休止に係る被災事業所床面積×600 円× $\frac{\text{休止月数}}{\text{課税標準算定期間}}$	一定割合	—	条 146 の 20① 内規 5③

## 第7 申告書の種類と記載例

### 1 事業所税の申告書

#### (1) 前事業年度又は前年度中に事業所税の申告書を提出いただいている場合の申告様式

前年実績又は調査を基に明細を印字して送付いたします。申告内容に変更がない場合は、申告書と送付した明細を提出してください。事業所床面積等に変更が生じたときは、明細を直接訂正して図面又は求積表等とともに提出してください。

#### 記載例（明細のサンプル等）

① 申告書	P43
② 事業所等明細書	P45
③ 非課税物件明細書	P47
④ 課税標準の特例該当物件明細書	P48
⑤ 従業者割明細表(注 1)	P49
⑥ みなし共同事業に係る明細書	P51

(注 1) 従業者割明細表は、従業員数が 80 人以上の場合に、提出してください。

#### (2) 新規に事業所税の申告書を提出いただく場合の申告様式

白紙の様式をお送りします。各面積をご記入の上、図面又は求積表等とともに提出してください。

#### 記載例

① 申告書	P53
② 事業所等明細書	P55
③ 非課税物件明細書	P57
④ 課税標準の特例該当物件明細書	P59
⑤ 共用部分の計算書(注 2)	P61
⑥ みなし共同事業に係る明細書	P51

(注 2) 共用部分の計算書は、新規の場合又は変更のあった場合に、提出してください。

(注 3) 従業者割明細表の記載内容は、白紙の様式の②～④の中にあるため、提出不要です。

#### (注) 事業所床面積について

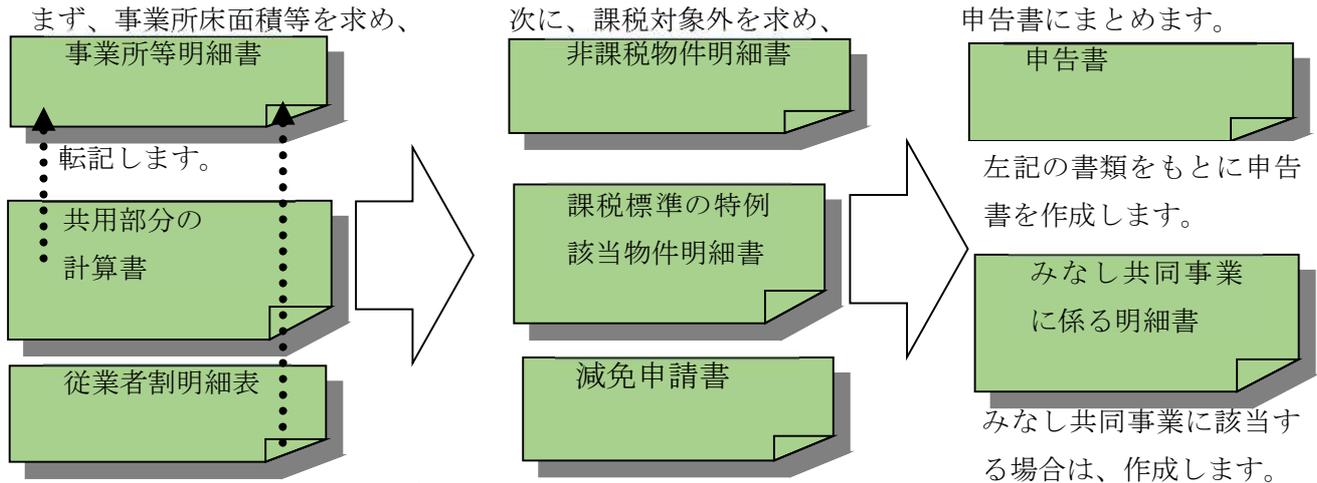
固定資産税の評価の決定や変更等により、事業所床面積との間に差異が生じたときには、固定資産税の評価床面積に合わせていただくようお願いいたします。

#### 事業所床面積を固定資産税課税床面積に一致させる理由

事業所用家屋の床面積の算定について地方税法には何ら規定されておりませんが、事業所用床面積は事業所用家屋の延べ面積とされています。また、この場合の家屋とは、固定資産税における家屋をいい、不動産登記法における建物とその意義を同じくするものと解されています。

同一課税庁が同一家屋に係る床面積について異なる取り扱いを行うことは適切ではないため、事業所床面積を固定資産税課税床面積と一致させることが適当であると考えております。

**(3) 申告書等作成のおおまかな流れ**



**(4) 社会保障・税番号制度に基づく本人確認について**

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、個人の方は、申告書等に、個人番号の記載が必要になりました。その際には、以下の書類により番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に基づいた本人確認（身元確認及び番号確認）をさせていただきます。なお、郵送の場合は、書類の写しを同封してください。

本人		代理人	
身元確認	マイナンバーカード（個人番号カード） 運転免許証 身体障害者手帳 パスポート 健康保険証 等	代理権の確認	戸籍謄本、委任状等の代理権を確認できる書類（代理人が税理士又は税理士法人の場合は、税務代理権限証書）
		代理人の身元確認	マイナンバーカード（個人番号カード） 運転免許証 身体障害者手帳 パスポート 健康保険証 等
番号確認	マイナンバーカード（個人番号カード） 通知カード マイナンバー入りの住民票	本人の番号確認	本人のマイナンバーカード（個人番号カード） 本人の通知カード 本人のマイナンバー入りの住民票

(注) 身元確認において身分証明書などの提示を2点以上お願いすることがあります。

事業所税の申告書の以下の様式は、岐阜市のホームページよりダウンロードができます。

URL : <https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/1002170/1002209/index.html>

〈ホームページから取得できる様式一覧〉

事業所税の申告書、事業所等明細書、非課税明細書、課税標準の特例明細書、共用部分の計算書、みなし共同事業に係る明細書、従業者割明細表、減免申請書、減免該当物件明細書、事業所用家屋の貸付けに係る申告書、事業所税領収済通知書（納付書）

(注) 事業所等を新設又は廃止した場合は法人設立(変更)等申告書を提出してください。

URL : <https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/1002170/1002201/1002205.html>

# ①事業所税の申告書の記載の

個人の場合は氏名を、法人の場合は名称と代表者氏名を記載してください。フリガナは必ず付してください。

個人番号又は法人番号を記載してください。

本店の所在地及び所在地を記載して

記載欄①、③、⑤は、事業所等明細書において、算定期間を通じて使用された事業所について記入するものです。

①には事業所等明細書の明細区分1の⑦の合計を、③にはこれら事業所に係る非課税物件明細書の非課税床面積合計を、⑤にはこれら事業所に係る課税標準の特例該当物件明細書の特例控除床面積合計をそれぞれ記入してください。

記載欄②、④、⑥は、事業所等明細書において、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所について記入するものです(月割計算前の数値を記入してください)。

②には事業所等明細書の明細区分2の⑦の合計を、④にはこれら事業所に係る非課税物件明細書の⑦の非課税床面積合計を、⑥にはこれら事業所に係る課税標準の特例該当物件明細書の特例控除床面積合計をそれぞれ記入してください。

課税標準の算定期間が12月に満たない場合は、(①-③-⑤)の数値に

算定期間の月数 12(月) を乗じて得た

数値を記載してください。

次に掲げる事業所等の区分に応じそれぞれに対応する(②-④-⑥)の数値にそれぞれ次に掲げる場合を乗じて得た数値を記載してください。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等(3を除く。)

当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の日の属する月までの月数

課税標準の算定期間の月数

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等(3を除く。)

算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数

課税標準の算定期間の月数

(3) 算定期間の中途で、かつ廃止され

当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数

課税標準の算定期間の月数

受付印	〇年〇月〇日	※処理事項	発信年 通信日付
(あて先)岐阜市長			
(フリガナ) マルマルサンギョウ	〇〇産業 株式会社	住 所 本店	〒 500-XXXX 岐阜市司町〇〇
氏名又は名称	個人番号又は法人番号 1234567890123	支店	〒
(フリガナ) マルマル イチロウ	代表取締役 〇〇 一郎		
法人の代表者氏名			

〇年4月1日から〇年3月31日までの事業年度又は課税期間

事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	7,114.28	m <sup>2</sup>	
	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	1,000.00	m <sup>2</sup>	
	非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積	③	520.00	m <sup>2</sup>
		②に係る非課税床面積	④	50.00	m <sup>2</sup>
	控除事業所床面積	①に係る控除床面積	⑤	2,025.00	m <sup>2</sup>
		②に係る控除床面積	⑥		m <sup>2</sup>
	課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積(①-③-⑤)	⑦	4,569.28	m <sup>2</sup>
		②に係る課税標準となる床面積	⑧	554.16	m <sup>2</sup>
		課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	5,123.44	m <sup>2</sup>
	資産割額(⑨×600円)(1円単位まで記載します)	⑩	3,074,064	円	
既に納付の確定した資産割額	⑪		円		
☆免税点判定		1. 課税対象	2. 免税点以下		
従業員割	全従業者数	⑫	265	人	
	非課税に係る従業者数	⑬	10	人	
	課税の対象となる従業者数(⑫-⑬)	⑭	255	人	
関与税理士氏名	(電話 )				

# しかた(前年実績がある場合)

岐阜市の区域内の主たる支店の  
ください。

事業の種類を具体的に、例えば「電気器具  
製造業」と記載してください。なお2以上の事  
業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、  
主たる事業に○印を付してください。

月日	整理番号	事務所	区分	義務者番号	申告区分
印	確認			5001234567	
申告年月日		年 月 日			
番地		電話(058-265-XXXX)	事業種目	○ 百貨店・倉庫業	
		電話( )	資本金の額 又は 出資金の額	100,000,000	
			所轄税務署名	岐阜北 税務署	
所税の	申告書	この申告に 応答する者 の氏名	(電話 058-265-XXXX)	△△ 二郎	
業 者 割	従業者給与総額	⑮	713,000,000	円	
	従 非課税に係る従業者給与総額	⑯	21,600,000	円	
	控除従業者給与総額	⑰	2,850,000	円	
	課税標準となる従業者給与総額(⑮-⑯-⑰)	⑱	688,550,000	円	
	従業者割額(⑱ × $\frac{0.25}{100}$ ) (1円単位まで記載します)	⑲	1,721,375	円	
	既に納付の確定した従業者割額	⑳		円	
	☆免税点判定	①. 課税対象	2. 免税点以下		
	資産割額と従業者割額の合計額(⑩+⑲)	㉑	4,795,400	円	
	既に納付の確定した事業所税額(⑪+⑳)	㉒	00	円	
	この申告により納付すべき事業所税額(㉑-㉒)	㉓	4,795,400	円	
減 免	減免される資産割額	㉔		円	
	減免される従業者割額	㉕		円	
	減免される事業所税額(㉔+㉕)	㉖	00	円	
	既に確定した減免される事業所税額	㉗	00	円	
この申告により減免される事業所税額(㉖-㉗)	㉘	00	円		
減免後に納付すべき事業所税額(㉓-㉘)	㉙	4,795,400	円		

期末現在における資本の金額又は  
出資金額を記載してください。

法人税・所得税の申告に係る所  
轄税務署名を記載してください。

この申告書の内容について直接  
応答できる方の氏名及び電話番  
号を記載してください。

法第701条の46第1項又は法第  
701条の47第1項の申告の場合  
は記載しないでください。  
法第701条の49第2項の申告の  
場合は「修正」と記載してください。

従業者割明細書の給与総額の合  
計を記載してください。

従業者割明細書の非課税従業者  
給与総額の合計を記載してくだ  
さい。

従業者割明細書の控除従業者給  
与総額の合計を記載してくださ  
い。

課税標準となる従業者給与総額  
に1,000円未満の端数が生じた場  
合は切り捨ててください。

修正申告の場合、既に納付の確  
定した従業者割額を記載してくだ  
さい。

資産割と従業者割の合計の税額  
に100円未満の端数が生じた場合  
は切り捨ててください。

修正申告の場合、納付  
の確定した資産割額を  
記載してください。

において新設  
た事業所等

する月の翌月から  
する月までの月数

期間の月数

## ②事業所等明細書

(課税標準の算定期間を記載してください。)

### 事業所等明細書

(提出用)

明細区分の別		算定期間
1	算定期間を通じて使用された事業所等	
2	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等	

印字された項目が異なる場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、記載してください。

この申告の対象となった事業所用家屋を所有する方と使用する方が異なる場合のみ所有者の住所・氏名を記載してください。

※ 処理事項	明細区分	● 事業所等の名称	所在地及びビル名	資	
		事業所用家屋の所有者	住所・氏名	専用床面積 ㊦	共用床面積 ㊧
非1	1	● 本社	● 司町〇〇番地 △△ビル	3,200.00	m <sup>2</sup>
	2	● 岐阜市本町1丁目〇〇番地 ××不動産 株式会社		914.28	m <sup>2</sup>
非2	1	○△倉庫	長良〇〇番地	3,000.00	m <sup>2</sup>
特1	2				m <sup>2</sup>
非3	1	△○営業所	柳ヶ瀬通1丁目〇〇	1,000.00	m <sup>2</sup>
	2				m <sup>2</sup>
	1				m <sup>2</sup>
	2				m <sup>2</sup>
	計				m <sup>2</sup>
	1				m <sup>2</sup>
	2				m <sup>2</sup>
	計				m <sup>2</sup>
	1				m <sup>2</sup>
	2				m <sup>2</sup>
	計				m <sup>2</sup>
	1				m <sup>2</sup>
	2				m <sup>2</sup>
	計				m <sup>2</sup>

次の(1)、(2)、(3)及び(4)により記載してください。

- (1) 1は、「算定期間を通じて使用された事業所等」を記載する場合の明細区分で、2は、「算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」を記載する場合の明細区分です。また、計は、1又は2のそれぞれの合計を記載する明細区分です。
- (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付けてください。
- (3) 前事業年度の申告に基づき各項目が印字されていますので、前事業年度から引き続き使用している事業所等は、明細区分にかかわらず、資産割及び従業者割に関する項目を記載してください。算定期間の開始の日以後に新設された事業所等は、印字された事業所等の次に記載し、その後に1の合計、2の合計の順に記載してください。(「専用床面積㊦」及び「共用床面積㊧」の合計は、記載する必要はありません。)
- (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上の(2)及び(3)の記載の例によらず、「明細区分」の欄中の該当する数字に○印を付けてください。

# の記載のしかた

個人番号又は法人番号を記載してください。

〇〇年 4 月 1 日から	※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	義務者番号 5001234567	申告区分
〇〇年 3 月 31 日まで	氏名 又は 名称	〇〇産業 株式会社			
	個人番号 又は 法人番号	1234567890123			
産 割		従 業 者 割			
事業所床面積 (㉞+㉟) ㉞	使用した期間(平成年月日)		従業者数 ㉞ 人	従業者給与総額 ㉞ 十億 百万 千 円	
	同上の月数				
4,114.28 m <sup>2</sup>	. . . から	. . . まで	220	616,000,000	
	. . . 月				
3,000.00 m <sup>2</sup>	. . . から	. . . まで	30	75,000,000	
	. . . 月				
1,000.00 m <sup>2</sup>	〇〇 . 8 . 15 から	〇〇 . 3 . 31 まで	15	22,000,000	
	. . . 7 月				
7,114.28 m <sup>2</sup>	. . . から	. . . まで	250	691,000,000	
	. . . 月				
1,000.00 m <sup>2</sup>	. . . から	. . . まで	15	22,000,000	
	. . . 月				
	. . . から	. . . まで			
	. . . 月				
	. . . から	. . . まで			
	. . . 月				

## ※従業者割がある場合

算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。

期末又は廃止の日現在における従業者数(障害者及び年齢65歳以上の者を含む。)を記載してください。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載してください。なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付してください。

明細区分2の「算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」についてのみ、次の(1)、(2)及び(3)により記載してください。

- (1) 算定期間の中途において新設された事業所等(3を除く。)
  - ……当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の日の属する月までの月数。
- (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等(3を除く。)
  - ……算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数。
- (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
  - ……当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数。

(注1)  
床面積は1m<sup>2</sup>の100分の1未満を切り捨ててください。

(注2)  
明細区分2は、事業所自体を算定期間の中途に新設、または廃止した場合のみであり、単なる増改築、借受面積の変更による床面積の増減の場合は明細区分1で記載する点にご注意ください。

③非課税物件明細書 記載のしかた

(課税標準の算定期間を記載してください。)

(個人番号又は法人番号を記載してください。)

事業所税 非課税物件明細書  
(提出用)

算定期間	〇〇年 4 月 1 日から	※処理事項	整理番号	事務所区分	義務者番号	申告区分
	〇〇年 3 月 31 日まで	氏名又は個人番号又は法人番号	株式会社 〇〇産業 <b>1234567890123</b>			

No	家屋の所在地 町名 地番 家屋番号 (棟番・明細番号)	家屋の種類・名称	該当理由	地方税法 適用条項	非課税対象床面積 ㎡	非課税床面積合計 ㎡
1	司町〇〇番地	鉄骨造	消防用設備施設	法第701条の34第4項	240.00	
2	長良〇〇番地	鉄骨造	福利厚生施設	法第701条の34第3項第2号	280.00	
3	柳ヶ瀬通1丁目〇〇	鉄骨造	福利厚生施設	法第701条の34第3項第2号	50.00	570.00

④課税標準の特例該当物件明細書 記載のしかた

(個人番号又は法人番号を記載してください。)

(課税標準の算定期間を記載してください。)

事業所税 課税標準の特例該当物件明細書  
(提出用)

算定期間	〇〇年 4 月 1 日から	※処理事項	整理番号	事務所区分	義務者番号	申告区分
	〇〇年 3 月 31 日まで	氏名又は称 個人番号又は法人番号	株式会社 ○〇産業 <b>1234567890123</b>			

No	家屋の所在地 町名 地番 家屋番号 (棟番・明細番号)	家屋の種類・名称	該当理由	地方税法 適用条項	特例対象床面積 (ア) ㎡	控除割合 (イ)	控除される床面積 (ウ) = (ア) × (イ) ㎡	特例控除床面積 ㎡
1	長良〇〇番地	鉄骨造	倉庫業者 営業倉庫	法第701条の41第1項 第14号	2,700.00	3/4	2,025.00	2,025.00
								2,025.00

## ⑤従業者割明細表

### 従 業 者 割 明 細 表

事業所等の名称 所在地及びビル名	決算期末 における 従業者数 (人)	給与総額 (円)	非課税内訳	
			法701条の34 第 項第 号該当	非課税 従業者数 (人)
<b>本社</b>	220	616,000,000	法701条の34 第 項第 号該当	
			法701条の34 第 項第 号該当 ※障害者・65歳以上の従業者	7
<b>司町〇〇番地 (△△ビル)</b>	30	75,000,000	法701条の34 第 3 項第 26 号該当	2
			法701条の34 第 項第 号該当 ※障害者・65歳以上の従業者	1
<b>〇△倉庫</b>	15	22,000,000	法701条の34 第 項第 号該当	
			法701条の34 第 項第 号該当 ※障害者・65歳以上の従業者	
<b>△〇営業所</b>	15	22,000,000	法701条の34 第 項第 号該当	
			法701条の34 第 項第 号該当 ※障害者・65歳以上の従業者	
<b>柳ヶ瀬通1丁目〇〇</b>				
合 計	265	713,000,000		10

事業所等明細書に記載した事業所等の名称・所在地に対応するように記載してください。

非課税に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数を該当項目ごとに記載してください。

# の記載のしかた

(義務者番号を記載してください。)

義務者番号 <b>5001234567</b>				
氏名又は名称 <b>〇〇産業 株式会社</b>				
非課税従業員 給与総額 (円)	課税標準の 特例内訳	課税標準の特例 適用対象給与総額 (円)	控除 割合	控除従業員 給与総額 (円)
	法701条の41 第 項第 号該当		—	
	法701条の41 第 項第 号該当		—	
<b>16,000,000</b>	※雇用改善助成対象者	<b>3,800,000</b>	$\frac{1}{2}$	<b>1,900,000</b>
<b>3,600,000</b>	法701条の41 第 項第 号該当		—	
	法701条の41 第 項第 号該当		—	
<b>2,000,000</b>	※雇用改善助成対象者	<b>1,900,000</b>	$\frac{1}{2}$	<b>950,000</b>
	法701条の41 第 項第 号該当		—	
	法701条の41 第 項第 号該当		—	
	※雇用改善助成対象者		$\frac{1}{2}$	
<b>21,600,000</b>		<b>5,700,000</b>		<b>2,850,000</b>

算定期間中に支払われた給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

課税標準の特例適用対象給与総額に控除割合を乗じて得た控除従業員給与総額を記載してください。

課税標準の特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される控除割合を記載してください。

算定期間中に支払われた従業員給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額(控除割合による控除前の給与等の額)を該当項目ごとに記載してください。

課税標準の特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください。

## ⑥みなし共同事業に係る

「みなし共同事業」に該当する建物(ビル)の所在地を記載してください。

### みなし共同事業に係る明細書

みなし共同事業に係る事業所等の所在地及び事業所床面積等		事業所等の名称(ビル名)	△△ビル
①		● 事業所等の所在地	岐阜市 司町○○番地
特殊関係者を有する者	氏名又は称		○○産業株式会社
	住所又は地		岐阜市司町○○番地
みなし共同事業に係る共同事業者	● 氏名又は称		株式会社××
	● 住所又は地		岐阜市長良○○番地
	氏名又は称		
	住所又は地		
	● 氏名又は称		
	● 住所又は地		
	氏名又は称		
	住所又は地		
	● 氏名又は称		
	● 住所又は地		
②	氏名又は称		
	住所又は地		

市内に本店がある場合は、その本店の、市内に本店がない場合には市内における主たる事業所等の住所又は所在地を記載してください。

特殊関係人とは、親族その他の特殊の関係にある個人又は同族会社をいい、詳しくは第26(3)をご参照してください。

(注) この明細書は、地方税法第701条の32第2項の規定により、共同事業

# 明細書の記載のしかた

(注) みなし共同事業に係る明細書は、事務所等(ビル)ごとに作成してください。

		事業所床面積 (②の合計)	4,236.49 m <sup>2</sup>
		従業者数 (②の合計)	228 人
法人の 代表者氏名	〇〇 一郎	事業所床面積	3,874.28 m <sup>2</sup>
(電話	058-265-XXXX	従業者数	213 人
法人の 代表者氏名	×× 花子	事業所床面積	362.21 m <sup>2</sup>
(電話	058-XXX-XXXX	従業者数	25 人
法人の 代表者氏名		事業所床面積	m <sup>2</sup>
(電話		従業者数	人
法人の 代表者氏名		事業所床面積	m <sup>2</sup>
(電話		従業者数	人
法人の 代表者氏名		事業所床面積	m <sup>2</sup>
(電話		従業者数	人

非課税事業所等床面積を除いた事業所床面積を記載してください。

役員以外の障害者、役員以外の65歳以上の者、及び非課税に係る従業者を除いた従業者数を記載してください。  
従業者数に著しい変動がある場合は、「事業所税の手引」第2 5(4)の算式により求めた従業者数を記載してください。

とみなされる事業を行う場合に記載し、申告書に添付してください。

# ①事業所税の申告書の記載の

個人の場合は氏名を、法人の場合は名称と代表者氏名を記載してください。フリガナは必ず付してください。

個人番号又は法人番号を記載してください。

本店の所在地及び所在地を記載して

法人の場合は、事業年度開始年月日から事業年度終了年月日を記載してください。個人の場合は、同様に個人の課税期間について記載してください。

記載欄①、③、⑤は、事業所等明細書において、算定期間を通じて使用された事業所について記入するものです。  
①には事業所等明細書の明細区分1の㉞の合計を、③にはこれら事業所に係る非課税物件明細書の非課税床面積合計を、⑤にはこれら事業所に係る課税標準の特例該当物件明細書の特例控除床面積合計をそれぞれ記入してください。

記載欄②、④、⑥は、事業所等明細書において、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所について記入するものです(月割計算前の数値を記入してください)。  
②には事業所等明細書の明細区分2の㉞の合計を、④にはこれら事業所に係る非課税物件明細書の㉞の非課税床面積合計を、⑥にはこれら事業所に係る課税標準の特例該当物件明細書の特例控除床面積合計をそれぞれ記入してください。

課税標準の算定期間が12月に満たない場合は、(①-③-⑤)の数値に  
算定期間の月数  
12(月)  
数値を記載してください。

次に掲げる事業所等の区分に応じそれぞれに対応する(②-④-⑥)の数値にそれぞれ次に掲げる場合を乗じて得た数値を記載してください。

受付印		〇年〇月〇日	※処理事項	発信年 通信日付	
(フリガナ)		マルマルサンギョウ	住所は本店	〒 500XXXX	
氏名又は名称	〇〇産業株式会社	個人番号又は法人番号	住所は支店	岐阜市司町〇〇	
(フリガナ)	マルマル イチロウ	法人の代表者氏名			
	代表取締役 〇〇 一郎				
〇〇年4月1日		〇〇年3月31日		事業年度又は課税期間の事業	
資産 産 割	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	7,114.28	m <sup>2</sup>
		算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	1,000.00	m <sup>2</sup>
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積	③	520.00	m <sup>2</sup>
		②に係る非課税床面積	④	50.00	m <sup>2</sup>
	控除事業所 床面積	①に係る控除床面積	⑤	2,025.00	m <sup>2</sup>
		②に係る控除床面積	⑥		m <sup>2</sup>
	課税標準と なる事業所 床面積	①に係る課税標準となる床面積(①-③-⑤)	⑦	4,569.28	m <sup>2</sup>
		②に係る課税標準となる床面積	⑧	554.16	m <sup>2</sup>
		課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	5,123.44	m <sup>2</sup>
	資産割額(⑨×600円) (1円単位まで記載します)	⑩	3,074,064	円	
	既に納付の確定した資産割額	⑪		円	
	☆免税点判定	⑬	1. 課税対象	2. 免税点以下	
	従業員割	全従業者数	⑫	265	人
		非課税に係る従業者数	⑬	10	人
課税の対象となる従業者数(⑫-⑬)		⑭	255	人	
関与税理士 氏名	電話				

(1)算定期間の中途において新設された事業所等(③を除く。)

当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の日の属する月までの月数

課税標準の算定期間の月数

(2)算定期間の中途において廃止された事業所等(③を除く。)

算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数

課税標準の算定期間の月数

(3)算定期間の中途され、かつ廃止され

当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数

課税標準の算定期間の月数

# しかた(前年実績がない場合)

岐阜市の区域内の主たる支店の  
ください。

事業の種類を具体的に、例えば「電気器具  
製造業」と記載してください。なお2以上の事  
業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、  
主たる事業に○印を付けてください。

期末現在における資本の金額又は  
出資金額を記載してください。

法人税・所得税の申告に係る所  
轄税務署名を記載してください。

この申告書の内容について直接  
応答できる方の氏名及び電話番  
号を記載してください。

法第701条の46第1項又は法第  
701条の47第1項の申告の場合  
は記載しないでください。  
法第701条の49第2項の申告の場  
合は「修正」と記載してください。

事業所等明細書の従業者給与総額  
④の合計を記載してください。

非課税明細書の非課税従業者給  
与総額⑦の合計を記載してくだ  
さい。

課税標準の特例該当物件明細書  
の控除従業者給与総額⑦の合計  
を記載してください。

課税標準となる従業者給与総額  
に1,000円未満の端数が生じた場  
合は切り捨ててください。

修正申告の場合、既に納付の確  
定した従業者割額を記載してくだ  
さい。

資産割と従業者割の合計の税額  
に100円未満の端数が生じた場合  
は切り捨ててください。

月日	整理番号	事務所	区分	義務者番号	申告区分
印	確認			5001234567	
申告年月日		年 月 日			
番地		事業種目	兆 十億 百万 千円		
電話(058-265-XXXX)		百貨店・倉庫業	100,000,000		
電話( )		資本金の額 又は 出資金の額	100,000,000		
所税の		所轄税務署名	岐阜北 税務署		
申告書		(電話 058-265-XXXX)	×× 二郎		

従業者給与総額	⑮	円	713,000,000
従業者	非課税に係る従業者給与総額	⑯	円 21,600,000
業	控除従業者給与総額	⑰	円 2,850,000
者	課税標準となる従業者給与総額(⑮-⑯-⑰)	⑱	円 688,550,000
割	従業者割額(⑱ × $\frac{0.25}{100}$ ) (1円単位まで記載します)	⑲	円 1,721,375
	既に納付の確定した従業者割額	⑳	円
	☆免税点判定	①. 課税対象	2. 免税点以下
	資産割額と従業者割額の合計額(⑩+⑲)	㉑	円 4,795,400
	既に納付の確定した事業所税額(⑪+⑳)	㉒	円 00
	この申告により納付すべき事業所税額(㉑-㉒)	㉓	円 4,795,400
減	減免される資産割額	㉔	円
	減免される従業者割額	㉕	円
	減免される事業所税額(㉔+㉕)	㉖	円 00
免	既に確定された減免される事業所税額	㉗	円 00
	この申告により減免される事業所税額(㉖-㉗)	㉘	円 00
	減免後に納付すべき事業所税額(㉓-㉘)	㉙	円 4,795,400

において新設  
た事業所等

する月の翌月から  
する月までの月数

期間の月数

修正申告の場合、納付  
の確定した資産割額を  
記載してください。

## ②事業所等明細書

(課税標準の算定期間を記載してください。)

### 事業所等明細書

明細区分の別		算定期間
1	算定期間を通じて使用された事業所等	
2	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等	

事業所等の所在地及び〇〇ビル等の名称がある場合は、記載してください。

この申告の対象となった事業所用家屋を所有する方と使用する方が異なる場合については所有者の住所氏名を記載してください。

期末又は廃止の日現在における事業所等の用に供する部分の床面積(専用床面積)を記載してください。

専用床面積に対応する共用部分の計算書の⑥の共用床面積を記載してください。

「専用床面積㊦」と「共用床面積㊧」の合計を記載してください。なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。明細区分2の場合でも、月割計算をする前の面積を記載してください。

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資	
		事業所用家屋の所有者	住所・氏名	専用床面積 ㊦	共用床面積 ㊧
	1 2 計	本社	司町〇〇番地 △△ビル	3,200.00	m <sup>2</sup>
	1 2 計	岐阜市本町1丁目〇〇番地 ××不動産株式会社		914.28	m <sup>2</sup>
	1 2 計	〇〇倉庫	長良〇〇番地	3,000.00	m <sup>2</sup>
	1 2 計				m <sup>2</sup>
	1 2 計				m <sup>2</sup>
	1 2 計	△〇営業所	柳ヶ瀬通1丁目〇〇	1,000.00	m <sup>2</sup>
	1 2 計				m <sup>2</sup>
	1 2 計				m <sup>2</sup>
	1 2 計				m <sup>2</sup>
	1 2 計				m <sup>2</sup>
	1 2 計				m <sup>2</sup>

- 次の(1)、(2)、(3)及び(4)により記載してください。
- (1) 1は、「算定期間を通じて使用された事業所等」を記載する場合の明細区分で、2は、「算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」を記載する場合の明細区分です。また、計は、1又は2のそれぞれの合計を記載する明細区分です。
  - (2) (1)の区分に従って、該当する項目に〇印を付けてください。
  - (3) 記載に当たっては、まず明細区分の1の事業所等から記載し、次に1の合計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載してください。(「専用床面積㊦」及び「共用床面積㊧」の合計は、記載する必要はありません。)
  - (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上の(2)及び(3)の記載の例によらず、「明細区分」の欄中の該当する数字に〇印を付けてください。

# の記載のしかた

(義務者番号を記載してください。)

個人番号又は法人番号を記載してください。

※ 処理事項		整理番号	事務所区分	義務者番号	申告区分
〇〇年 4 月 1 日から				5001234567	
〇〇年 3 月 31 日まで		氏名又は名称 〇〇産業 株式会社			
		個人番号又は法人番号 1234567890123			
産 割		従 業 者 割			
事業所床面積 (㊦+㊧) ㊨	使用した期間(和暦年月日) 同上的月数	従業者数 ㊩ 人		従業者給与総額 ㊪ 十億 百万 千 円	
		事業所床面積	従業者数	従業者給与総額	従業者給与総額
4,114.28 m <sup>2</sup>	〇〇. 4 . 1 から 〇〇. 3 . 31 まで 12 月	220	616,000,000		
3,000.00 m <sup>2</sup>	〇〇. 4 . 1 から 〇〇. 3 . 31 まで 12 月	30	75,000,000		
7,114.28 m <sup>2</sup>	. . から . . まで 月	250	691,000,000		
1,000.00 m <sup>2</sup>	〇〇. 8 . 15 から 〇〇. 3 . 31 まで 7 月	15	22,000,000		
1,000.00 m <sup>2</sup>	. . から . . まで 月	15	22,000,000		
m <sup>2</sup>	. . から . . まで 月				
m <sup>2</sup>	. . から . . まで 月				
m <sup>2</sup>	. . から . . まで 月				

※従業者割がある場合

算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。

期末又は廃止の日現在における従業者数(障害者及び年齢65歳以上の者を含む。)を記載してください。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載してください。なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付してください。

明細区分2の「算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」についてのみ、次の(1)、(2)及び(3)により記載してください。

- (1) 算定期間の中途において新設された事業所等(3を除く。)
  - ……当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の日の属する月までの月数。
- (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等(3を除く。)
  - ……算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数。
- (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
  - ……当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数。

(注1)  
床面積は1m<sup>2</sup>の100分の1未満を切り捨ててください。

(注2)  
明細区分2は、事業所自体を算定期間の中途に新設、または廃止した場合のみであり、単なる増改築、借受面積の変更による床面積の増減の場合は明細区分1で記載する点にご注意ください。

### ③非課税物件明細書

(課税標準の算定期間を記載してください。)

事業所等明細書に記載した事業所等の名称・所在地に対応するように記載してください。

#### 非課税明細書

算定期間  
 ○○年 4 月  
 ○○年 3 月

非課税に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください。

※	事業所等の名称	<b>本社</b>	
非 課 税 の 内 訳			
	法第701条の34第	<b>4</b> 項第	号該当
	法第701条の34第	項第	号該当
	法第701条の34第	項第	号該当
障 害 者 ・ <b>65</b> 歳 以 上 の 従 業 者			
合 計			
※	事業所等の名称	<b>○△倉庫</b>	
非 課 税 の 内 訳			
	法第701条の34第	<b>3</b> 項第 <b>26</b>	号該当
	法第701条の34第	項第	号該当
	法第701条の34第	項第	号該当
障 害 者 ・ <b>65</b> 歳 以 上 の 従 業 者			
合 計			
非 課 税 事 業 所 床 面 積 等 の 合 計			

期末又は廃止の日現在における非課税に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。ただし、共用部分の計算書が添付される場合は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないでください。

(注)

床面積は1㎡の100分の1未満を切り捨ててください。

※△○営業所については記載例を省略しております。

# の記載のしかた

(義務者番号を記載してください。)

個人番号又は法人番号を記載してください。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業員数を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

該当項目ごとに記載された⑦、⑧、⑨の事業所ごとの合計を記載してください。

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	義務者番号	申告区分
1 日から			5001234567	
31 日まで				
		〇〇産業 株式会社		
		1234567890123		
		司町〇〇番地		
●資産割		従業員割		
非課税床面積 ⑦	非課税従業員数 ⑧	非課税従業員給与総額 ⑨		
240.00	人	十億	百万	千円
	7	16,000,000		
240.00	7	16,000,000		
事業所等の所在地		長良〇〇番地		
●資産割		従業員割		
非課税床面積 ⑦	非課税従業員数 ⑧	非課税従業員給与総額 ⑨		
280.00	2	十億	百万	千円
	1	2,000,000		
280.00	3	5,600,000		
520.00	10	21,600,000		

## ④課税標準の特例該当物件明細書

事業所等明細書に記載した事業所等の名称・所在地に対応するように記載してください。

課税標準の特例該当物件明細書

算定期間	〇〇年
	〇〇年

※	● 事業所等の名称	<b>本社</b>		
課税標準の特例内訳			資 産	
			課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟
法第701条の41	第 項第 号該当		㎡	—
法第701条の41	第 項第 号該当		㎡	—
雇 用 改 善 助 成 対 象 者				
合 計			㎡	/
※	● 事業所等の名称	<b>〇△倉庫</b>		
課税標準の特例内訳			資 産	
			課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟
● 法第701条の41	第 <b>1</b> 項第 <b>14</b> 号該当		<b>2,700.00</b>	<b>3/4</b>
法第701条の41	第 項第 号該当		㎡	—
雇 用 改 善 助 成 対 象 者				
合 計			㎡	/
控 除 事 業 所 床 面 積 の 合 計			<b>2,700.00</b>	

課税標準の特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください。

期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

課税標準の特例に係る控除割合を該当項目ごとに記載してください。

㉞に㉟の割合を乗じて得た控除床面積を記載してください。

(注)  
床面積は1㎡の100分の1未満を切り捨ててください。

# の記載のしかた

(課税標準の算定期間を記載してください。)

(義務者番号を記載してください。)

個人番号又は法人番号を記載してください。

算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額(④)の控除割合による控除前の給与等の額(⑤)を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

課税標準の特例に係る控除割合を該当項目ごとに記載してください。

⑤に④の割合を乗じて得た控除従業者給与総額を記載してください。

該当項目ごとに記載された⑥、⑦、⑧、⑨を事業所ごとに合計してください。

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	義務者番号	申告区分
4月1日から			5001234567	
氏名又は 名称	〇〇産業株式会社			
個人番号又は 法人番号	1234567890123			
事業所等の所在地	〇〇市〇〇番地			
割	従業者割			
控除事業所床面積 (⑦×⑧) ⑨	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額	控除割合 ⑩	控除従業者給与総額 (⑨×⑩)	⑪
㎡	十億 百万 千 円	円	十億 百万 千 円	円
㎡		円		円
㎡		円		円
㎡	3,800,000	1/2	1,900,000	円
㎡	3,800,000		1,900,000	円
事業所等の所在地	長良〇〇番地			
割	従業者割			
控除事業所床面積 (⑦×⑧) ⑨	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額	控除割合 ⑩	控除従業者給与総額 (⑨×⑩)	⑪
㎡	十億 百万 千 円	円	十億 百万 千 円	円
㎡	2,025.00			円
㎡		円		円
㎡		円		円
㎡	1,900,000	1/2	950,000	円
㎡	2,025.00		950,000	円
㎡	2,025.00		950,000	円
㎡	2,025.00		控除従業者給与総額の合計	2,850,000

「合計」欄に記載された⑥、⑦の合計を記載してください。

## ⑤共用部分の計算書

共用部分の計算書

	事業所等の名称	算定期間
※	● 事業所等の名称	● 本社
	専用部分の延べ面積	① 5,600.00 m <sup>2</sup>
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	● ② 3,200.00 m <sup>2</sup>
	非課税に係る共用床面積	● ③ 300.00 m <sup>2</sup>
	③以外の共用床面積	● ④ 1,600.00 m <sup>2</sup>
	共用床面積の合計 (③ + ④)	⑤ 1,900.00 m <sup>2</sup>
	事業所床面積となる共用床面積 $(④ \times \frac{②}{①})$	● ⑥ 914.28 m <sup>2</sup>
※	事業所等の名称	
	専用部分の延べ面積	① m <sup>2</sup>
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	② m <sup>2</sup>
	非課税に係る共用床面積	③ m <sup>2</sup>
	③以外の共用床面積	④ m <sup>2</sup>
	共用床面積の合計 (③ + ④)	⑤ m <sup>2</sup>
	事業所床面積となる共用床面積 $(④ \times \frac{②}{①})$	⑥ m <sup>2</sup>

事業所等明細書に記載した事業所等の名称・所在地に対応するように記載してください。

①専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所等の用に供する部分の床面積(専用部分)を記載してください。  
なお、この専用床面積は、事業所等明細書の「専用床面積⑦」の欄と一致するものです。

④の数値を記載してください。

共用部分の延べ面積のうち④の欄の数値(非課税に係る共用床面積)以外の部分の床面積を記載してください。

この申告書に係る事業所床面積となる共用床面積を計算し記載してください。

(注)  
床面積は1m<sup>2</sup>の100分の1未満を切り捨ててください。

# の記載のしかた

(課税標準の算定期間を記載してください。)

(義務者番号を記載してください。)

個人番号又は法人番号を記載してください。

〇〇年 4月 1日から	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	義務者番号	申告区分
〇〇年 3月 31日まで	氏名又は 名称	〇〇産業 株式会社				
	個人番号又は 法人番号	1234567890123				
	事業所等の所在地	司町〇〇番地				

⑦、①及び②の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください。

③ の 内 訳		⑦	
消防設備等に係る共用床面積		⑦	50.00 m <sup>2</sup>
防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	①	100.00 m <sup>2</sup>
	2分の1が非課税となる共用床面積	② (× $\frac{1}{2}$ )	150.00 m <sup>2</sup>
⑦～②以外の非課税に係る共用床面積		③	m <sup>2</sup>
合 計 (⑦～③)		④	300.00 m <sup>2</sup>

共用部分の床面積(共用床面積)のうち、令第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載してください。

共用床面積のうち令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段、非常用エレベータ等に係る床面積を記載してください。

事業所等の所在地		⑦	
③ の 内 訳		⑦	
消防設備等に係る共用床面積		⑦	m <sup>2</sup>
防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	①	m <sup>2</sup>
	2分の1が非課税となる共用床面積	② (× $\frac{1}{2}$ )	m <sup>2</sup>
⑦～②以外の非課税に係る共用床面積		③	m <sup>2</sup>
合 計 (⑦～③)		④	m <sup>2</sup>

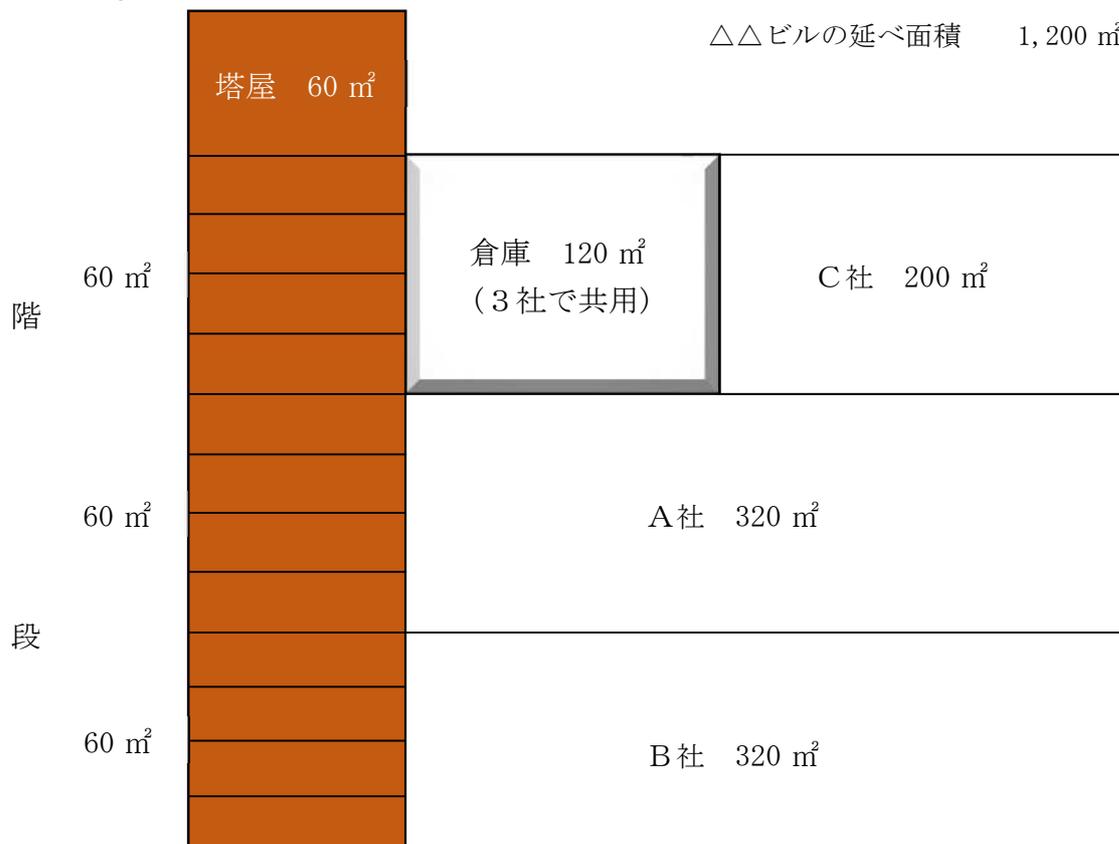
共用床面積のうち令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。

共用床面積のうち⑦、①及び②以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。

(余白ページ)

## 2 事業所用家屋の貸付けに係る申告書

(事 例) △△ビルはA社の所有であり、B社及びC社に貸付けをしました。家屋の貸付状況は次のとおりです。



共用部分の按分の計算

按分の対象となる共用部分の床面積

	(階段部分)	(塔屋)	(倉庫)	
	60 + 60 + 60	+ 60	+ 120	= 360 m <sup>2</sup>
B社	360	×	$\frac{320}{320 + 320 + 200}$	= 137.14 m <sup>2</sup>
A社	360	×	$\frac{320}{320 + 320 + 200}$	= 137.14 m <sup>2</sup>
C社	360	×	$\frac{200}{320 + 320 + 200}$	= 85.71 m <sup>2</sup>

### 記載例

⑦ 事業所用家屋の貸付けに係る申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 65

事業所用家屋の貸付けに係る申告書の様式は、岐阜市のホームページよりダウンロードができます。

URL : <https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/1002170/1002209/1002212.html>





## 第8 問答集

### 問1. 委託事業の場合の納税義務者について

A社は業務の一部をB社に委託しており、委託料をB社に支払っています。B社は、B社の工場及び従業員を使用し受託した事業を行っています。この場合の委託事業に係る納税義務者はA社、B社のいずれになりますか。

**答** 委託事業の実施がB社の工場及び従業員により行われている場合は、B社が納税義務者となります。

なお、A社の事業所等の一部でB社の従業員がこの委託事業を行う場合は、事業所等の一部について賃貸借契約等により占有して使用できる状態で独立したB社の事業所等と認められるものを除き、当該委託者であるA社が納税義務者となります。

また、従業者割についてはB社が納税義務者となります。

### 問2. 倉庫に係る納税義務者について

次の場合は、誰が納税義務者になりますか。

- (1) 一棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合
- (2) 一棟の倉庫のうち、特定の数室又は一室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合
- (3) 製品一個又は一ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

**答** (1)及び(2)は、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又はその部分を使用している者が納税義務者となります。

(3)は、倉庫業者が納税義務者となります。

### 問3. ビルメンテナンス会社の使用部分の取扱い

貸しビル業者は、ビルの管理業務の一部をビルメンテナンス会社に委託しています。次の部分はビルメンテナンス会社の事業所部分に該当しますか。

なお、貸しビル業者とビルメンテナンス会社は業務委託契約を締結していますが、当該部分の使用に関して特に賃貸借契約は締結されておらず、ビルメンテナンス会社が無償で使用しています。

- (1) 清掃作業人の詰所
- (2) 清掃用具の保管室
- (3) ガードマンの詰所・宿直室
- (4) 守衛室
- (5) 空調機械等の操作・監視作業人の詰所・事務所

**答** (1)～(5)に掲げる詰所等の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所部分ではなく、貸しビル業者の事業所部分になります。

よって、貸しビル業者が資産割の納税義務者となります。

また、ビルメンテナンス会社が従業者割の納税義務者となります。

#### 問 4. 事業年度の途中で事業所等の一部を拡張した場合

事業年度の途中で事業所構内に更に一棟事業所用家屋を増設しました。この場合、増設した事業所用家屋は月割で計算することになりますか。

**答** 事業所等が課税標準の算定期間の途中で新設又は廃止された場合は、月割で資産割の課税標準となる事業所床面積を計算しますが、事例の場合はこれに該当しません。なぜならば事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行う場所をいうものであり、同一敷地内にあれば经营主体が同一である限り一の事業所等として取扱われますので、一の事業所等内の事業所床面積の拡張又は縮小は単なる床面積の異動であることから月割計算の適用はありません。

月割計算は、支店・営業所等そこで一単位の事業を行うものと認められるような事業所等の新設又は廃止があった場合に限られます。

#### 問 5. 貸ビル内の駐車場に係る納税義務者について

貸ビル内の駐車場は、誰が納税義務者になりますか。

- 答** (1) 当該駐車場が貸ビル業者の営業に係る駐車場であり、貸ビル業者がその管理責任を負っている場合においては、当該貸ビル業者が納税義務者となるものです。そのため、単に駐車スペースを借り車両を保管しているにすぎない者は、当該車両を何らかの事業の用に供していたとしても、納税義務者とはなりません。
- (2) (1)以外の場合で、テナントの使用部分が特定されている部分については、一般的に、当該特定部分については当該テナントが納税義務者となるものです。この場合、駐車場の通路に当たる部分の面積は、駐車場を使用するテナントの間でそれぞれが占有している駐車場の面積の比によって按分することになります。
- (3) (1)以外の場合で、各テナントの自由駐車が認められている部分については、その各テナントの専用部分(駐車場に係るものではなく本来の)に応じて按分されるものです。ただしこの場合、自由駐車が外来者のための無料開放である場合には、当該無料開放部分については当該貸ビル業者が管理責任を負うべきものとして、当該貸ビル業者が納税義務者となるものです。

#### 問 6. 休止部分の認定基準

事業を休止している場合及び工場内の一部の機械等において操業を停止している場合の取扱いはどうになりますか。

**答** 事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6か月以上休止していたと認められる施設に係るものは、課税標準に含めない扱いになります。ただし、休止施設については、明確に休止施設の部分の床面積が一定期間区画されていることが必要であり、これらの業務の用に供するため維持補修が行われており、いつでも操業でき得る状態にあるような、いわゆる遊休施設については休止施設に含まれません。

### 問 7. 通勤手当等の取扱いについて

次に掲げる手当等は、従業者給与総額に算入されますか。

- |          |                 |                 |
|----------|-----------------|-----------------|
| (1) 住居手当 | (3) レクリエーションの費用 | (5) 永年勤続者の表彰記念品 |
| (2) 通勤手当 | (4) 観劇等の入場券の交付  | (6) 食事代(食券交付)   |

**答** 従業者給与総額には、所得税法上の給与所得の範囲に含まれる部分についてのみ算入されません。よって、(1)は従業者給与総額に含まれます。(2)の通勤手当のうち所得税法上非課税とされる額については従業者給与総額に含まれません。また、(3)～(6)については、一般的には従業者給与総額に含まれません。なお、宿日直手当・食事代(現金支給)についても通勤手当と同様に、所得税法上非課税とされる額については従業者給与総額に含まれません。

### 問 8. 設置期間が一年未満の建築現場事務所等に勤務する従業者の給与等について

次の従業者の給与等は、どのように取扱われますか。

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 鉄道の運転手又は車掌 | (2) 列車内の食堂やプラットホームの売店の従業員                          |
| (3) 常時船舶の乗組員   | (4) 名目上本社に所属するが勤務の実態が設置期間一年未満の建築現場事務所等に常時勤務する現場作業員 |

**答** (1)及び(2)の従業者は、主たる給与を支払う事業所等の従業者として取扱いますので、主たる給与を支払う事業所等に係る従業者給与総額に含めます。また、(3)及び(4)の従業者は、事業所等に勤務する従業者に該当しないので、事業所税の対象から除かれます。

### 問 9. 事業年度中途において、用途変更された事業所用家屋の免税点判定について

当初課税の対象とされない事業所等であったものが、事業年度の中途において事業所用家屋の用途が変更されたこと等により、課税標準の算定期間の末日においては課税の対象となる事業所等となった場合の免税点の判定はどのようになりますか。

**答** 当該課税標準の算定期間の末日における事業所床面積及び従業者によって免税点の判定を行います。なお、従業者割の課税標準については、課税標準の算定期間のうち課税の対象となる事業所等に係る期間に支払われた従業者給与総額をもって課税標準とします。

### 問 10. 課税標準の算定期間が 12 月に満たない場合の資産割の免税点判定について

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が 12 月に満たない場合には月数に応じて月割計算しますが、免税点の判定も同様に月割計算した結果により判定することになりますか。

**答** 資産割の免税点の判定は、月割計算の方法によらず課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。この結果課税される場合に、算定期間の月数により課税標準の月割計算を行います。

### 問 11. 事業を休止している場合の免税点の判定について

事業を休止している場合(例えば工場の一部休止)の休止部分に係る床面積は、免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれますか。

**答** 事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前 6 か月以上休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含めない扱いがなされます。しかし、免税点判定における取り扱いでは、当該休止部分に係る床面積を免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含めます。

**問 12. 月末以外の日が決算日の法人の事業所等が算定期間の中で廃止された場合の課税標準について**

A社(3月20日決算、市内に甲営業所1,500㎡及び乙営業所3,000㎡を有する)は5月15日に甲営業所(1,500㎡)を廃止しました。当該事業年度の課税標準となる事業所床面積はどのようになりますか。

**答** 3月20日決算である場合、課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等の月割計算は課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までで判定します(7ページ参照)。3月20日決算である場合の月数は3月、4月、5月の3となります。一方、3月末決算の場合、同じように5月15日に事業所等を廃止すると、4月、5月の月数2となり、決算日が月末か否かで差が生じます。そこで、月末以外が決算日の場合は、暦に従って計算し、A社のように20日決算であればその月の21日から翌月20日までを「属する月」として取扱いますので(7ページ参照)、月数は2とします。この取扱いは、月末以外の日が決算日の法人の事務所等が、課税標準の算定期間の中で廃止された場合に限り適用します。

従って、甲営業所の課税標準となる事業所床面積は $1,500\text{㎡} \times 2 / 12 = 250\text{㎡}$ となり、A社の課税標準となる事業所床面積は3,250㎡となります。

**問 13. 社員寮、社宅、研修所の取扱い**

社員寮、社宅、研修所は勤労者の福利厚生施設に該当し、非課税になりますか。

**答** 社員寮及び社宅は人の居住の用に供するものであるため、そもそも課税対象ではありません。研修所は勤労者の福利厚生施設であるとは認められませんので、非課税になりません。

**問 14. 研修保養所の取扱い**

研修所と保養所を兼ねて「研修保養所」の名称を使用しているものは、勤労者の福利厚生施設に該当し、非課税になりますか。

**答** 業務にも使用する施設は非課税になりません。名称にかかわらず、研修保養所が勤労者の保養を主目的とする勤労者の福利厚生施設であると認められる場合を除き、業務用施設として課税の対象になります。なお、保養所として宿泊施設を有するが、昼間において宿泊施設を会議室等として研修が行われる施設は、勤労者の福利厚生施設であるとは認められません。

**問 15. 工場内の消防用施設の取扱い**

工場内に設置されている消防用施設等は非課税となりますか。

**答** 事業所税にあっては、百貨店・旅館その他特定防火対象物で多数の者が出入りするものに設置される消防用施設等で一定のものについては非課税とされています。工場はこのうちの「特定防火対象物(第4(注5)ア 特定防火対象物を参照してください。)」に該当しないため、非課税規定の適用はありません。

#### 問 16. 事業年度の中途において、課税対象から非課税対象となった施設の取扱い

課税対象であった施設がその法人の事業年度の中途に非課税対象の施設となった場合、当該施設に係る資産割は非課税となりますか。一方、非課税対象であった施設が事業年度の中途に課税対象の施設となった場合はどうですか。また、従業者割はどうなりますか。

**答** 課税標準の算定期間の末日現在において、資産割が非課税とされる施設に該当するものであれば、当該施設がたとえ課税標準の算定期間の中途において非課税規定の適用を受けるべき施設に該当することになったとしても、当該施設に係る事業所床面積の全部が月割されることなく非課税となります。逆に、課税標準の算定期間の末日現在において、資産割が非課税とされる施設に該当するものでなければ、たとえその施設が課税標準の算定期間の中途において非課税規定の適用を受けるべき施設であったとしても、当該施設に係る事業所床面積の全部が月割されることなく課税対象となります。

従業者割については、課税標準の算定期間の末日の現状により非課税規定の適用を受ける施設と認定されたとしても、非課税規定は、「当該施設に係る従業者給与総額」に対して事業所税を課することができない旨を規定するものであるから、非課税に該当することとなった日前の課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額は、非課税規定の適用を受ける施設に係る従業者給与総額ということとはできず、非課税とはなりません。また、逆も同様です。

#### 問 17. 従業者が常駐していない倉庫について

従業者が常駐していない無人倉庫がありますが、この倉庫について事業所等として申告の対象となりますか。

**答** 従業者が常駐しない無人倉庫であっても、市内又は市外に管理する事業所等があれば申告する必要があります。

#### 問 18. 倉庫業者の倉庫の範囲について

倉庫業を営んでいますが、借り受けている倉庫は課税標準の特例を受けられますか。

**答** 倉庫業法に基づく倉庫業者が、営業用倉庫として事業を営んでいる場合は、自己所有・借受けに関わらず、課税標準の特例が適用されます。

(注) この問答集は、過去にいただいた質問をまとめたものです。設問と条件が違いますと、回答が変わることがあります。また、今後の法改正などに伴い回答が変わることもありますので、ご注意ください。

# 事業所税の申告・納税は eLTAXエルタックスをご利用ください。



eLTAXで申告できるのは、

申告書  
事業所等明細書  
非課税明細書

課税標準の特例明細書  
事業所用家屋貸付等申告書  
共用部分の計算書 など

納付できるのは、

本税  
延滞金  
加算金

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、  
eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。  
なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの  
「よくあるご質問」(<https://eltax.custhelp.com/>)をご覧ください。

## 事業所税の納税は 地方税共通納税システムが便利です

電子申告システム(eLTAX)を活用した地方税共通納税システム(電子納税)は、  
会社などのパソコンから市町村へ電子納税ができる仕組みです。

事業所税についてご不明な点がございましたら、下記へおたずねください。

岐阜市役所 財政部 市民税課 法人係  
〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1 (3 階)  
電話 058-214-2064 (直通)  
メール [shiminzei@city.gifu.gifu.jp](mailto:shiminzei@city.gifu.gifu.jp)

事業所税の申告書等各様式は岐阜市のホームページからもダウンロードできます。

検索サイトから [岐阜市](#) [事業所税](#) [検索](#)